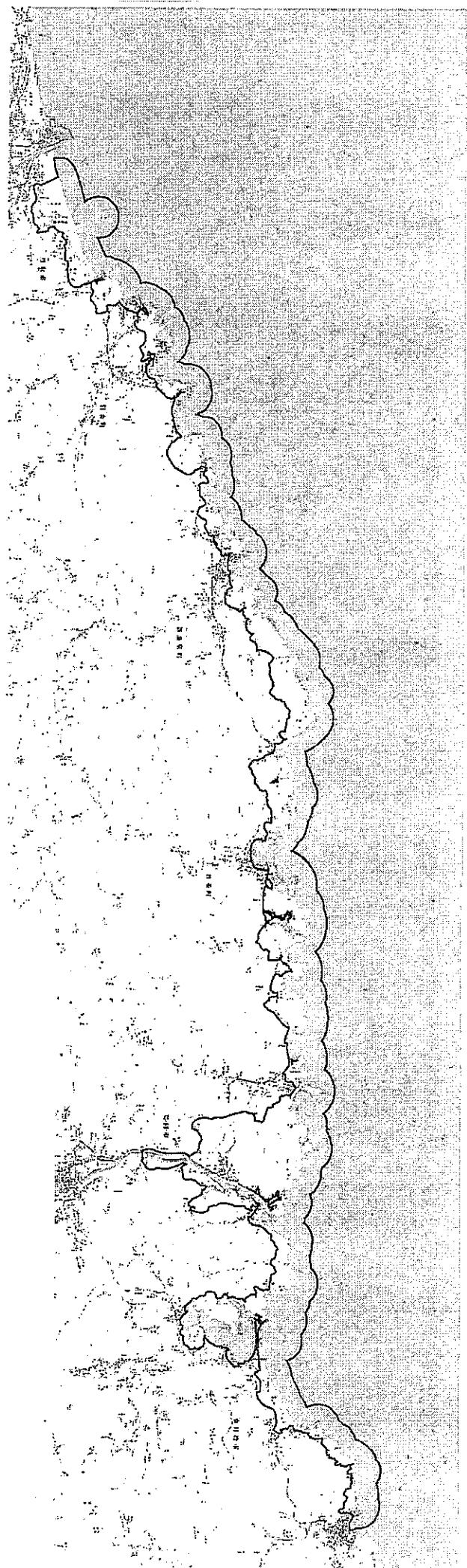


参考 2

山陰海岸国立公園管理計画書（原案）

平成　年　月　日
近畿地方環境事務所



仙台海岸国立公園公園区域図

1 管理計画作成方針	2
(1) 山陰海岸国立公園管理計画作成方針	2
(2) 本管理計画改定方針	2
2 国立公園の概況	4
(1) 山陰海岸国立公園の概況	4
(2) 山陰海岸国立公園の指定及び計画の経緯	5
(3) 保護規制計画、利用施設計画及び公園事業執行状況一覧	8
3 管理の基本方針	10
(1) 海岸の景観資源の保全と展望利用の推進	10
(2) 鳥取砂丘における適切な利用形態の推進と保全	10
(3) 自然植生の保全	10
(4) 地域における保護管理体制等の構築	11
(5) 山陰海岸国立公園に関する情報収集と情報発信	11
(6) 主な保全対象地の保全方針	11
4 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な利用の推進に関する事項	13
(1) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	13
(2) 適正な利用の推進	13
5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項	15
(1) 許可、届出等取扱方針	15
(2) 公園事業取扱方針	22
(3) 許認可に関する事項	30
(4) 鳥取砂丘特別地域内における催事等の施行に関する事項	30
6 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進のために必要な事項	31
(1) 地域の美化修景に関する事項	31
(2) 松枯れ対策に関する事項	32
(3) 各種団体との連携に関する事項	32
(4) 自然解説に関する事項	32
(5) その他の事項	32
別紙1 鳥取砂丘景観保全の課題 (鳥取砂丘景観保全協議会：平成18年度鳥取砂丘景観保全調査報告書)	35
別紙2 景観資源一覧	39
別紙3 環境省レッドリスト種一覧(動物)	40
別紙4 特別地域内指定植物一覧	41
別紙5 海中公園地区内指定動植物一覧	42
別紙6 関係法令一覧	43
別紙7 許認可申請書進達ルート	44
別紙8 管理計画検討会	46
別紙9 基準の特例	47
別紙10 集団施設地区計画図及び区域図	71
別紙11 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	75

1 管理計画作成方針

(1) 山陰海岸国立公園管理計画作成方針

現在の山陰海岸国立公園は、昭和30年6月20日に山陰海岸国定公園として指定され、昭和38年7月15日に山陰海岸国立公園に昇格指定された。また、昭和46年1月22日には海中公園地区の指定がなされた。

当国立公園は、京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市、香美町、新温泉町）、鳥取県（鳥取市、岩美町）の3府県3市3町にまたがり、東西約75km、面積8,783ha、このうち海中公園地区は5地区6箇所に合計67.2haとなっている。

小面積の国立公園ではあるが、区域内には海蝕崖や海蝕洞等の海蝕地形が発達したリアス海岸や、その一方で鳥取砂丘、小天橋、久美浜湾等多くの変化に富んだ海岸線を有して日本海海岸を代表する景観となっている。

山陰海岸の景観は、これらの荒々しさと繊細さを有する海岸地形が特徴である。山陰海岸国立公園の区域は、この海岸地形を重点に置いて選定されたが、主たる公園利用は鳥取砂丘、竹野浜、小天橋、丹後砂丘などの砂丘や湾周辺の穏やかな地形のところに限られ、海岸線の道路についてもリアス海岸の入り組んだ地形のために海岸の景観を眺望できるポイントは限られている。

このような地形要因のため、昭和30年代から全国で始まった大規模開発や昭和60年代のリゾート開発からは逃れられ、自然景観は他国立公園と比べても比較的良好に維持されてきたが、森林や海浜での松枯れや海岸漂着ゴミの増加、地域住民の転出による過疎・高齢化、市町村の大規模合併といった新しい経済・社会状況が、地域制公園の管理の課題として浮上してきている。

このような状況の中で、変化しつつある地域の経済・社会状況等を的確に把握し、国立公園の保護と利用の両立を図っていくことは、ますます重要な課題といえる。

山陰海岸国立公園の現地管理は、近畿地方環境事務所が、地元の地方自治体と連携し、他の関係機関や団体、地域住民の協力を得ながら行っている。

地域の自然環境や社会環境の実情に即した適切かつ円滑な管理を行うためには、関係機関・団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針を示し、この下に管理の徹底を図ることが重要である。この認識の下に、山陰海岸国立公園において本管理計画を作成することとする。

本管理計画は、当地域の特色、国立公園の管理の実態及び課題を踏まえ、風致又は景観の保護管理、公園事業の取扱い、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について取扱方針をできるだけ明確にし、現地管理の指針とするものである。

(2) 本管理計画改定方針

現行の管理計画は、平成9年度の計画策定後、12年が経過している。この間、行政改革、市町村合併などの社会情勢の変化にともない、国立公園の整備・管理体制も様変わりしている。また、管理計画が行政手続法の許可基準と位置づけられ、具体的でわかりやすい基準の提示が求められていることから、今般改定を行うこととした。

改定にあたっては特に、地域の特性を活かした計画とするため、公園指定の重要な要件

ともなっている各種海岸等に代表される地形景観の眺望及び観察ポイント等利用のあり方について、重点的に見直しを行うこととする。

2 国立公園の概況

(1) 山陰海岸国立公園の概況

山陰海岸国立公園は、公園自体の面積が小さく、細長く東西に連続しており、全域に共通する事項も多いことから一公園一管理計画区（山陰海岸全域管理計画区）とする。

① 地形・地質

本国立公園の景観の中心となるのは、約75kmに及ぶ海岸線である。その海岸線の大部分は、中国山地がそのまま海に落ち込んで形成されたもので、山地が直接海に接しているリアス海岸（沈降海岸）となっている。日本海の荒波と季節風による浸食・風化により海蝕崖、海蝕洞、岩礁等が多く、特に海から眺望すると鎧ノ袖に代表される海蝕崖や、釣鐘洞門・孔雀洞門等の海蝕洞を見ることができる。

一方、鳥取砂丘や、久美浜湾をふさぐ砂州である小天橋等の砂浜地形は、海蝕地形とは対照的な景観となっている。

地質は、安山岩、玄武岩、流紋岩等の噴出岩（節理の発達したものが各所に見られる）と、その碎屑物からなる集塊岩、凝灰岩、砂岩等を主とし、一部の地域では、花崗岩、石英斑岩等も見られる。このように岩石の種類の豊富さ、分布の複雑さ、またその特質な地形が海岸では随所で見られることから、「地質の公園」、「岩石美の公園」とも呼ばれている。

また、城崎温泉をはじめとして、多くの温泉が公園内及びその周辺に湧出している。

② 植生

植生は、当該地域が古くから人間の生活の場として利用されてきたため、大部分が二次林であり、スダジイ、タブ、カシ類、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等により構成される原生林を維持しているのは、絹巻神社や猫崎半島など一部に限られる。しかし、断崖・岩礁に生育するクロマツ等の植生や、鳥取砂丘などに見られるコウボウムギ、ハマニガナ、ハマグルマ、ハマゴウ、ハイネズ等の砂丘植物は、本国立公園の海岸景観を特徴づけるものとして重要である。

③ 動物

動物は、ニホンジカ、イノシシ等の大型哺乳類を始め、キツネ、タヌキ、トウホクノウサギ等の中型哺乳類のほか、多くの動物の生息が認められる。その中でも特に公園内の特殊な環境である洞窟や断崖を中心に生活するキクガシラコウモリやハヤブサ、砂丘で生活するイソコモリグモ、カワラハンミョウ等に動物相の特徴がある。

なお、猫崎半島は渡り鳥の重要な中継地となっており、渡りの季節には数多くの鳥を見ることができる。他、留鳥のウミウ、ウミネコも見られる。

また、海の動物では、対馬暖流の影響を受け、沿岸部には、南方系の魚類や軟体動物が比較的多く見られる。

④ 利用の現況

本国立公園の主な利用形態は海水浴で、その他には温泉、キャンプ、釣り等である。国立公園利用者数調べ（平成20年度）によれば、平成19年度現在で579万人となっており、大阪、京都、神戸等からの利用者が多い。

本公園の特徴である地質・地形景観を楽しむ手段として、散策、ドライブ等がある他、波が穏やかになる夏期を中心に香住、浜坂、浦富から発着している遊覧船もある。

また、城崎温泉や久美浜、竹野、香住等の各温泉場では冬季のズワイガニの他、鮮魚の味わいも魅力のひとつになっており、年間を通じての利用がある。

（2）山陰海岸国立公園の指定及び計画の経緯

現在の山陰海岸国立公園は、昭和30年6月20日に山陰海岸国定公園として指定され、昭和38年7月15日に国立公園に格上げされた。

その後、昭和46年1月22日に海中公園地区の指定がなされた。

また、平成2年4月6日に公園計画の再検討が行われ、平成8年12月25日には1回目の計画の点検が、平成18年12月26日に2回目の点検が行われた。

* 過去の経緯

① 公園区域

昭和 30 年 6 月 20 日	山陰海岸国定公園の指定
昭和 38 年 7 月 15 日	山陰海岸国定公園の指定の解除
昭和 38 年 7 月 15 日	山陰海岸国立公園区域の指定
平成 2 年 4 月 6 日	公園区域の全面的な見直し（再検討）
環境庁告示第 25 号	公園区域の変更（第 1 回点検）
平成 8 年 12 月 25 日	公園区域の変更（第 2 回点検）
環境庁告示第 80 号	
平成 18 年 12 月 26 日	
環境省告示第 156 号	

② 規制計画

昭和 38 年 7 月 15 日	公園計画の決定
厚生省告示第 315 号	特別地域の区域指定
316 号	特別保護地区の指定
317 号	
昭和 46 年 1 月 22 日	特別地域の区域変更及び海中公園地区の指定
厚生省告示第 12 号	
平成 2 年 4 月 6 日	公園計画の全面的な見直し（再検討）
環境庁告示第 26 号	特別地域の区域変更
第 27 号	特別保護地区の区域変更
第 28 号	海中公園地区の指定
第 29 号	
平成 2 年 12 月 1 日	車馬等の乗入れ規制地区の指定（鳥取砂丘）
環境庁告示第 103 号	
平成 5 年 1 月 20 日	車馬等の乗入れ規制地区の指定（丹後砂丘）
環境庁告示第 5 号	
平成 8 年 12 月 25 日	保護規制計画の変更（第 1 回点検）
環境庁告示第 81 号	特別地域の区域変更
第 82 号	
平成 18 年 12 月 26 日	保護規制計画の変更（第 2 回点検）
環境省告示第 157 号	特別地域の区域変更
第 158 号	特別保護地区の区域変更
第 159 号	

③ 施設計画

昭和 38 年 7月 15 日	公園計画の決定
厚生省告示第 315 号	
昭和 40 年 8月 30 日	利用施設計画の決定
厚生省告示第 413 号	利用施設計画の変更
第 414 号	
昭和 41 年 8月 26 日	利用施設計画の決定
厚生省告示第 387 号	
昭和 43 年 11月 1 日	利用施設計画の決定
厚生省告示第 439 号	
昭和 44 年 9月 17 日	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の指定
厚生省告示第 309 号	利用施設計画の廃止
第 310 号	
昭和 47 年 9月 16 日	鳥取砂丘集団施設地区の指定
環境庁告示第 15 号	利用施設計画の決定
第 16 号	利用施設計画の変更
第 22 号	
昭和 49 年 2月 6 日	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の区域の変更
環境庁告示第 8 号	
平成 2 年 4月 6 日	公園計画の全面的な見直し（再検討）
環境庁告示第 26 号	浦富集団施設地区の指定
第 30 号	鳥取砂丘集団施設地区の区域の変更
第 31 号	
平成 8 年 12 月 25 日	保護施設計画の追加及び利用施設計画の変更（第一回点検）
第 81 号	
平成 9 年 12 月 16 日	利用施設計画の変更（近畿自然歩道）
第 89 号	
平成 18 年 12 月 26 日	浦富集団施設地区の区域の変更（第 2 回点検）
環境省告示第 160 号	

(3) 保護規制計画、利用施設計画及び公園事業執行状況一覧

① 保護規制計画

		特別地域			小計	普通地域 (陸域)	合計 (ha)
		特別保護地区	第1種	第2種			
京都府	京丹後市	0	148	1,016	23	1,187	19 1,206
兵庫県	豊岡市	34	36	775	2,104	2,949	123 3,072
	香美町	247	117	1,092	340	1,796	9 1,805
鳥取県	新温泉町	150	27	466	508	1,151	33 1,184
	鳥取市	131	9	810	55	1,005	0 1,005
	岩美町	38	18	418	0	474	37 511
合計		600	355	4,577	3,030	8,562	221 8,783

(車馬乗入れ規制地区：2ヶ所89ha、海中公園地区：6ヶ所67.2ha)

② 利用施設計画及び公園事業執行状況一覧

利用施設計画名	執行事業名一覧
竹野集団施設地区	竹野道路（歩道）、竹野園地、竹野宿舎、竹野休憩所、竹野野営場、竹野運動場、竹野水泳場、竹野駐車場、竹野給水施設、竹野排水施設、竹野博物展示施設
今子浦集団施設地区	今子浦道路（車道）、今子浦道路（歩道）、今子浦園地、今子浦宿舎、今子浦野営場、今子浦運動場、今子浦駐車場
鳥取砂丘集団施設地区	鳥取砂丘道路（歩道）、鳥取砂丘園地、鳥取砂丘宿舎、鳥取砂丘休憩所、鳥取砂丘野営場、鳥取砂丘駐車場、鳥取砂丘給水施設、多鯨ヶ池舟遊場
浦富集団施設地区	浦富休憩所、浦富駐車場、浦富博物展示施設
道路（車道）	網野塩江海岸線、久美浜周回線、兜山周回線、但馬海岸線、城崎竹野線、香住三田浜線、香住浜坂線、浜坂浦富線、浦富網代線、鳥取砂丘線
道路（歩道）	久美浜氣比線、来日岳登山道線、近畿自然歩道線、中国自然歩道線
園地	京都府：五色浜園地、浜詰園地、葛野園地、湊宮園地、兜山園地 兵庫県：玄武洞園地、来日岳園地、岡見公園園地、三田浜園地、神引園地、田井園地、城山園地、楽々浦園地 鳥取県：城原園地

宿舎	京都府：大向宿舎 兵庫県：日和山宿舎、城崎温泉宿舎、境宿舎
展望施設	鳥取県：田後展望施設
野営場	京都府：兜山野営場 兵庫県：浜坂野営場
水泳場	兵庫県：浜坂水泳場 鳥取県：大谷水泳場、岩戸細川水泳場、砂丘水泳場
運輸施設	兵庫県：大師山線索道運送施設 鳥取県：鳥取砂丘索道運送施設
水族館	兵庫県：日和山水族館
ゴルフ場	鳥取砂丘ゴルフ場

3 管理の基本方針

「目指す山陰海岸国立公園の姿」を次のとおりとし、その実現のために（1）以下の事項を推進していくこととする。

- ・荒々しさと繊細さが見られる海岸景観が適切に保全されていること。
- ・生物多様性が適切に保全されていること。
- ・山陰海岸国立公園についての情報を多くの人が利用・共有できること。
- ・地元住民や周辺都市住民の気軽で多様な利用要望に応えられること。
- ・温泉利用が適切に行われ、温泉街ではその風景が適切に保全されていること。

（1）海岸の景観資源の保全と展望利用の推進

海蝕崖や海蝕洞門等の海蝕地形が発達したリアス海岸や、その一方で鳥取砂丘、久美浜湾をふさぐ砂州である小天橋（丹後砂丘）の砂丘地形があり、多くの変化に富んだ海岸線を有している山陰海岸の景観資源の保全を図るものとする。さらにこれらを構成する学術的にも貴重な様々な地質資源の保全とその普及啓発に努めるものとする。

また、周辺植生に配慮した上で、園地や車道のポケットパーク・路傍駐車帯等における視対象への眺望を通景線として必要最小限確保する木竹の伐採（以下：眺望伐採）等により海岸の景観を眺望できる利用の推進を図るものとする。

（2）鳥取砂丘における適切な利用形態の推進と保全

鳥取砂丘は、日本を代表する海岸砂丘であり、その優れた景観を厳正に保護するとともに適切な利用に供するため、特別保護地区又は第2種特別地域に指定されている。当地域の利用にあたっては、砂丘の自然環境及び風致景観を損なわないようとする。なお、鳥取砂丘の利用指導については、6（5）②で後述する「鳥取砂丘の利用指導方針」により行うものとする。

（3）自然植生の保全

学術的にも貴重な社叢林や、海岸植生等の自然植生の保全を図るものとする。

①丹後砂丘植生復元施設

丹後砂丘は京丹後市網野町木津川河口から京丹後市久美浜町久美浜湾口に至る東西約7kmの海岸で、背後地は耕作地やクロマツ、ニセアカシア等の植林地になっているが、海浜の砂浜にはハマボウフウ、ハマベノギク、コウボウムギ、ケカモノハシ等の海岸植物が見られる。特に当該地域には、隠岐島等の限られた地域に分布するトウテイランが自生している。

平成になって、オフロード車等の乗入れに伴う海岸植物の損傷等が問題になり、平成5年1月に車馬等乗入れ規制地区に指定された。今後は、これらの海岸植物の復元をモニタリングし、必要に応じ、立入り防護柵等の整備を検討するものとする。

②鳥取砂丘植生復元施設

鳥取砂丘は、地形の起状の大きさ、風紋、砂簾、スリバチ等の多様な砂丘地形及び現象が見られ、日本一の海岸砂丘として貴重な地域である。

しかし近年、本来砂丘地に生育していなかった植物の繁茂により、砂丘植物及びその生育環境である砂が常に移動する条件が損なわれてきていることから、別紙1「鳥取砂丘景観保全の課題」に基づき、効率的かつ適切な保全事業を実施するものとする。

(4) 地域における保護管理体制等の構築

地元小中学校での国立公園に関する講義や興味地点での案内板、解説板等の充実したサイン整備により「地域の人々が、山陰海岸国立公園の景観に誇りを持ち、大切に思う気持ち」を掘り起こして育むことで、「自ずから、地域の自然環境が保全され、国立公園としての適切な利用がなされるような状態」へ誘導していくよう努める。

(5) 山陰海岸国立公園に関する情報収集と情報発信

山陰海岸を見るだけではなく、学べるよう、各主体が拠点の整備や改修を図るとともに、自然景観・地質等に関する情報収集、ウェブサイト等の活用による情報の共有を図り、マスコミや観光協会、NPO団体等をはじめ国や関係自治体等が連携して、恒常に山陰海岸国立公園についての適正な情報発信、PRを行い適切な公園利用の促進を図る。

(6) 主な保全対象地の保全方針

山陰海岸国立公園を代表する景観地で公園利用も広く行われている主な地域の保全方針を以下に示す。関係機関と連携してこれら景観地のモニタリングに努めるものとする。

保全対象	概要	保全方針
丹後砂丘 (1特)	京丹後市網野町木津川河口から久美浜湾口に至る約7kmの海岸で、背後はクロマツ、ニセアカシア等の植林地となっており、久美浜湾口付近には砂州地形の小天橋が位置している。湾岸部の砂丘にはハマボウフウ等の海岸植物が見られ、特に当該地等の限られた地域に分布するトウティランが自生している。	クロマツ及び海岸植物の保全に努めるものとする。 特に小天橋における工作物の設置等にあたっては、主要展望地からの展望の妨げにならないよう努めるものとする。
兜山 (2特)	波静かな久美浜湾とその湾に抱かれた兜山は、水と緑が調和した京丹後市久美浜町のシンボルとなっている。	工作物の設置等にあたっては、主要展望地からの展望の妨げにならないよう努めるものとする。
円山川周辺 (2特、3特)	日本海に流れ込む河口付近に位置しており情緒豊かな街並み景観を呈している城崎温泉と相まって優雅な河川景観を作り出している。またコウノトリの餌場・繁殖地として重要である。	右岸側については、対岸の城崎温泉及び県道からの景観保全に努めるとともに、コウノトリの生息環境の保全に留意するものとする。

玄武洞及びその周辺 (2特)	玄武洞は玄武岩質マグマが冷えて固まる時に収縮してできた柱状節理で、国指定の天然記念物となっている。現在は、玄武洞を中心に南に青龍洞、北に朱雀洞・白虎洞が位置している。	「天下の奇勝地」として貴重な地形・地質であるため、その保護を図るとともに、当該洞が眺望できるよう景観の保全に努め、地形・地質の学習の拠点とするものとする。
但馬海岸 (特保、 1特)	沈降海岸で、山塊が直接海に落ち込んでいるため断崖絶壁が多く、洞門や海蝕崖を多く含む変化に富んだ海岸地形を呈しており、当公園を代表する景観である。 (代表的な地形) ・鎧ノ袖（海蝕崖） ・釣鐘洞門、孔雀洞門（洞門） ・猫崎半島（海蝕崖・自然植生）	現在の海岸景観の保護を図るとともに、園地等公園利用施設からの視対象の眺望の確保に努めるものとする。
海中公園 ・五色浜 ・豊岡 ・竹野 ・浜坂1号2号 ・浦富海岸	柱状節理、花崗岩の方状節理等地質的原因の異なる特異な海底地形が、アナアオサ、ホンダワラ、フナアオサ等の豊富な海藻類及びスズメダイ、ベラ類等の魚類が生息する優れた海中景観を呈している。	現在の海中景観を厳正に保護するものとする。 また海中景観のモニタリング手法の開発とその実施については特に検討するものとする。
浦富海岸 (特保)	海蝕崖や海蝕洞が発達する変化に富んだ海岸線を呈し、明るい色彩の岩肌と澄んだ海水が美しく、クロマツと相まって風光明媚な景観を作り出している。	現在の海岸景観を厳正に保護するとともに、適正な利用が行われるよう努めるものとする。
福部砂丘 (2特、 3特)	鳥取砂丘と一体をなした丘陵であるが、現在は農用地として利用されており、ラッキョウなどの栽培が盛んである。なだらかな丘陵地形に広がるラッキョウ畑が特色ある田園風景を創り出している。	砂丘地形と広がりのある田園景観を保全するため、大規模な地形改変や工作物の設置に当たっては、現在の景観が損なわれないよう努めるものとする。
鳥取砂丘 (特保、 2特)	日本を代表する海岸砂丘である。砂丘を取り巻く自然条件等の変化により草原化が進行したが、保安林の伐採、除草により砂丘景観の復元が図られてきている。	砂丘景観の保全を図るため鳥取砂丘景観保全協議会の課題（別紙1）を基に、効率的かつ適切な保全事業を実施するとともに、適正な利用指導を行うものとする。

4 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な利用の推進に関する事項

(1) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

保全方針は次のとおりとし、今後とも山陰海岸国立公園の風致景観の保護上重要な自然資源の適正な保全に努める。

- ① 公園の風致又は景観保護の観点から、工作物の新築、木竹の伐採、土地の改変等、公園の価値を低下させる行為については、風致景観への支障が小さくなるよう指導する。
- ② 貴重な野生動植物の生息・生育地での工作物の新築等各種自然の改変行為は極力避ける。やむを得ず上記の行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響が、最小限となるよう保全措置を講ずる。
- ③ 外来種の侵入防止に努め、緑化等には原則として自生種（自然分布している範囲内に存在する植物）を使用する。

(2) 適正な利用の推進

① 利用の特性及び利用方針

本国立公園は、近畿圏の京都・大阪・神戸から列車で約3～4時間という交通の便利な場所にあり、年間利用者数は579万人（国立公園利用者数調べ、平成19年度現在）である。

山陰海岸国立公園の主たる利用は、良好な海岸環境を活かした海水浴・キャンプ・自然探勝・温泉利用等で、夏季に利用が集中する傾向にあるが、冬季も豊富な魚介類を求めて、城崎温泉・鳥取砂丘観光等、山陰を訪れる人は多い。

特に100万人弱の利用者があると推計される城崎温泉は通年利用がある。

これらの利用のための公園事業の執行状況は2(3)②のとおりであるが、その中でも竹野・今子浦・浦富・鳥取砂丘の各集団施設地区及び兜山園地等においては公共的な施設の整備を重点的に行ってきていることから、引き続き各地域の自然の特性を活かした自然とふれあう利用の促進を図って行くものとし、城崎温泉については、情緒ある町並み景観の保全と適正な温泉利用を図っていくものとする。

② 利用施設の整備及び管理方針

ア 本国立公園の景観を特徴づけている海蝕地形・砂丘・砂州・湾入・円山川等の自然景観の保全を図りつつ、各地域の自然の特性を活かした公園利用施設の計画的かつ積極的な整備を図るものとする。

イ 老朽化もしくは損壊した施設や廃屋、看板、ベンチ等については撤去・改修等の対応がなされるよう関係機関と協力して所有者に働きかけ、風致の保全、利用施設の安

全確保を図る。

ウ 好展望地については、多くの人に訪れてもらえるよう、誘導案内を行うとともに適度な眺望の確保と維持に努める。

- (i) 誰にでもアクセスの容易な展望地の情報や、交通手段が限られている地域へのアクセス情報、新たな見どころや利用形態など、関係機関は利用者への情報発信に努める。
- (ii) 関係機関は連携して、地域の特性を活かした利用メニューの開発及び利用方法に関する情報発信に努める。
- (iii) 木竹が眺望景観を阻害している場所（特に展望園地）については、現在の利用状況及び地元住民の意向を踏まえたうえで、木竹の眺望伐採や剪定を検討する。
また、伐採後、再び展望が阻害されることのないように、地元関係者の維持管理体制を確立する。
- (iv) 関係機関は、清掃、施設の維持管理等、利用上の支障が生じないよう事業執行者との連携を図る。
- (v) 事業執行者、関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分に図る。

③ 利用の指導方針

適正な公園利用を促進し、自然に対する正しい認識と自然環境保全施策への理解を深めるため、案内板、解説板等のサイン整備を充実させるとともに、ビジターセンター等を拠点に、パークボランティア等による自然教育活動を積極的に行い、快適で安全な利用を図るものとする。

5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

本地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付環自国第488-3号自然環境局長通知）」（以下「細部解釈等」という）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成17年10月3日付環自国発第051003001号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という）及びこれらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。

① 特別地域にかかる取扱方針

行為の種類	取扱方針
すべての行為	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。主要展望地、道路及び海上からの眺望を損なわない。貴重な野生動植物の生息・生育地内での、工作物の新築等各種自然の改変行為は極力避ける。やむを得ず上記の行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響が最小限となるよう措置を講ずる。緑化は、原則として自生種とする。ただし、当該敷地内に既に定着している植物を使用する場合はこの限りでない。残土は公園区域外に搬出するものとする。ただし自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は、残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、原則として自生種により適切に緑化されることが確実と認められる場合はこの限りでない。
1 工作物 (1) 建築物 (全域)	<p>①意匠、色彩及び構造</p> <p>半球形、城郭の形等奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いることを基本とする。</p> <p>ア 屋根の形態</p> <ul style="list-style-type: none">軒の出のある切妻、寄棟、入母屋型式の屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、カマボコ形、パラペット付等の屋根は認めないものとする。

屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下とするものとする。ただし、同一敷地内の母屋附帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積10m²、仮設にあっては15m²以下とする）にあってはこの限りではない。

イ 屋根の色彩

- ・伝統的集落景観を保全するために焦げ茶色又は黒色とする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰色、黒色又は茶系色とし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素地色も可とする。

ウ 外壁

- ・色彩は、茶色、クリーム色、ベージュ色、灰色とする。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素地色も可とする。

② 緑化

- ・建築物の周辺には、修景のため、建築物ごとに、原則として自生種により緑化するものとする。

③ 浜茶屋

- ・浜茶屋の建物規模の拡大は建築面積150m²以下の範囲とし、それより大きい既存施設については拡大を認めない。
- ・新築する場合は、建築面積150m²以下とする。
- ・屋根の色彩については、茶色又は青色とする。

（鳥取砂丘
集団施設地区）

① 意匠、色彩及び構造

ア 鳥取砂丘の風致景観の保全に配慮するものとする。

イ 公園事業施設を主体とした整備を図っていくよう努めるものとする。

② 建築物間の間隔

ア 第2整備計画区

- ・砂丘センターを中心とする地区（県道湯山鳥取線より北）は、50m以上離す。
- ・鳥取砂丘線道路（車道）沿線については、10m以上離す。
- ・その他の地区は、30m以上離す。

イ 第7整備計画区

- ・30m以上離す。

(2) 道路

① 基本方針

・新築及び改良に当たっては、自然地形の改変を必要最小限にするものとする。

② 法面

ア 長大な切土又は盛土法面が生じる場合にあっては、トンネル・桟道

等の工法の導入を図り、高さ及び改変面積を極力抑えるよう配慮するものとする。

イ 法面は、原則として自生種により緑化する。

ウ 切土法面のモルタル吹付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、着色又は可能な限り蔓生植物等により緑化されることとなっている場合はこの限りでない。

③ 廃道敷

ア 改良工事等により廃道となる部分については、原則として自生種により緑化する。

イ 路傍駐車帯等とする場合には、可能な限り周辺の自然状況の解説板や卓ベンチを設置するとともに、眺望伐採を検討する。

④ 擁壁

擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。

⑤ 防護柵等

ア 防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。なお、車両用防護柵は、橋梁部を除き、ガードケーブル又はガードパイプとし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。

イ 落石防護柵及び落石防護ネットについては、焦げ茶色又は灰色とする。

⑥ 橋梁

橋梁の色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。

⑦ 緑化

ア 河川や湖、海面に直接隣接する道路にあっては、可能な限り河川等と道路との間に、原則として自生種による修景のための植樹帯を設けるものとする。

イ 駐車場の周囲等には、必要に応じて、修景のため、原則として自生種により緑化する。

(3) 駐車場

(全域)

① 基本方針

大規模な地形改変を伴う整備は行わないよう留意するものとする。ただし、建築物（住居等）に附帯する必要最小限の規模のものであって、代替地がなく、かつ、主要展望地及び海上からの眺望に支障を及ぼさないものは、この限りでない。

	<p>② 緑化</p> <p>駐車場の周囲等には、必要に応じて、修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
(4) 電柱、鉄塔、アンテナ類	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 位置</p> <p>ア 風致景観への影響を考慮して、特別保護地区及び第1種特別地域には設置を許可しない。ただし代替地がなく、風致景観への影響が必要最小限であるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 主要展望地及び海上からの眺望の対象に著しい支障を与えていた既存の電柱は、建替えの際に電線の地中化又は、路線変更を行わせるものとする。なお、電力線と電話線が並列する場合は、共架させる。</p> <p>③ 色彩</p> <p>色彩は、木柱は、素材色又は焦げ茶色の木材防腐剤塗布色とし、鋼管柱及びコンクリート柱は、焦げ茶色または灰色とする。</p>
(5) 無線設備 (電波法第2条)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 位置</p> <p>風致景観への影響を考慮して、特別保護地区及び第1種特別地域には設置を許可しない。ただし代替地がなく、風致景観への影響が必要最小限になるよう配慮されているものについては、この限りでない。</p> <p>③ 色彩</p> <p>色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。</p>
(6) 河川管理施設 (河川法第3条)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 護岸等の施設</p> <p>擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p>
(7) 屋外運動施	<p>① 基本方針</p>

設	主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。
	<p>② 緑化</p> <p>施設の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
	<p>③ 色彩</p> <p>舗装等を行う場合は、素材の色を残すことを基本とするが、着色する場合には、茶色、灰色又は緑色とする。</p>
	<p>④ 附帯施設</p> <p>ア 夜間照明施設は、公園事業道路、主要展望地及び海上から望見されない場合に限るものとする。</p> <p>イ フェンスの色彩は、茶色、灰色又は緑色とする。</p>
(8) その他の工作物 (全域)	<p>① 基本方針</p> <p>設置する工作物が、風致景観に支障を及ぼさないよう、設置の位置、規模、構造、色彩等に配慮するものとする。</p>
(鳥取砂丘周辺) (2特)	<p>② 自動販売機</p> <p>自動販売機を設置する場合は、建物の庇の下に設置するか、又は木材等により外側を囲う等により、風致景観への影響を軽減させるものとする。</p> <p>ライトアップ等を目的とした工作物</p> <p>鳥取砂丘周辺から砂丘内に照明をあてるための工作物の設置は認めないものとする。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>ア 公園利用施設から20m以内の木竹の伐採は極力控える。ただし、周辺景観とのバランス及び自生種の保全を考慮した上での展望地点での眺望伐採は、この限りでない。</p> <p>イ 巨樹（概ね胸高直径1.0m以上）にあっては、努めてその保護を図る。</p> <p>ウ 特別保護地区は禁伐、第1種特別地域は単木択伐とする。ただし、危険木、マツクイムシ等病害虫による枯損木及び風致景観上支障となっている木竹についてはこの限りでない。</p>
3 土石の採取	<p>基本方針</p> <p>土石の採取跡地については、原則として自生種により緑化するものとする。</p>

4 広告物 (1) 指導標、誘導板及び案内板	<p>① 基本方針</p> <p>ア 乱立は避けるものとする。また、既設物については維持管理に努め、老朽化したものは撤去するよう指導するものとする。</p> <p>イ デザインは簡素なものとする。</p> <p>② 位置</p> <p>眺望の妨げにならない場所とする。</p> <p>③ 材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等の自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は支柱及び文字盤が焦げ茶色の場合は、文字は黒色又は白色、支柱及び文字盤が青色又は白色の場合は、文字は白色又は青色すること。ただし文字盤等が自然素材の素地色の場合は、文字は黒色、白色又は青色が認められる。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>
(2) 事業用広告物	<p>① 基本方針</p> <p>店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとする。</p> <p>② 材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は支柱及び文字盤が焦げ茶色の場合は、文字は黒色又は白色、支柱及び文字盤が青色又は白色の場合は、文字は白色又は青色すること。ただし文字盤等が自然素材の素地色の場合は、文字は黒色、白色又は青色が認められる。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p> <p>③ 袖看板</p> <p>建築物に標示（掲出、設置）する場合は、庇の下、壁面に設置するものとする。表示面の面積の合計は$1.8m^2$以下とする。</p> <p>④ 立て看板</p> <p>高さは3m以下、表示面積は$1.0m^2$以下とするものとする。</p> <p>⑤ 同一敷地内の表示面積</p> <p>同一敷地内に設置並びに表示する事業用広告物は、合計で$5m^2$以下とするものとする。</p>
5 水面の埋立	① 基本方針

	<p>ア 自然海岸での水面の埋立ては、風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、漁港区域及び港湾区域以外では認めないものとする。なお、漁港区域及び港湾区域内であっても、自然海岸及び海浜の保全に留意するものとする。</p> <p>イ 水面の埋立てによって生ずる潮流の変化が、周辺海岸や海中公園に影響を及ぼす恐れのあるものについては認めない。</p> <p>② 工法等</p> <p>ア 護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 工事中は、海水の汚濁防止措置を講ずるものとする。</p>
6 土地の形状 変更	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上からの風致景観に支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② ゴルフ場</p> <p>ゴルフコースの規模の拡大は認めない。なお、コースの付け替えの場合であっても、ゴルフ場内の既存コース面積の増加を伴うものは認めない。</p> <p>③ 作業ヤード</p> <p>工事現場以外での単独の作業ヤード造成は認めない。</p> <p>④ 農地</p> <p>砂丘畑の造成については、農地として利用されることが明らかな場合以外は認めない。</p>

② 普通地域にかかる取扱方針

許可、届出等取扱要領及び普通地域内処理基準によるほか、下記の指針により指導するものとする。

なお、ゴルフ場については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について（平成2年6月1日環自保第343号自然保護局長通知）」によるものとする。

記

ア 城崎温泉地区については、良好な自然環境を保持し、伝統的な温泉の街並み保全に配慮するものとする。なお、建物全体のデザインは、和風を基本とし、周囲の風景と調和するよう配慮するものとする。

イ 自然海岸での突堤、護岸等の設置は極力避けるものとする。ただし、防災を目的とした工作物で、災害が既に発生した場所、あるいは、災害発生の危険が明らかで他の方法では所期の目的が達成できない場合はこの限りでないものとする。

ウ 自然海岸の地先については、離岸堤及び消波ブロックを設置しないものとする。ただし、災害が既に発生した場所、あるいは、災害の危険が高いことが明らかであり、他の方法では防災の目的を達成することができない場合、また砂の流出防止に寄与する場合においてはこの限りでない。

なお、この場合であっても、海水浴場等、公園利用者から望見される場所に設置する場合には、海面からの高さをできる限り低く抑える等の措置を講じるものとする。

エ 河川の護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りでない。

オ 水面の埋立てに当たっては、自然海岸等を避けるなど、風景に与える影響を極力小さくすることとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日付け環自国発第05100101号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針による（一部重複して記載している事項を含む）。

事業の種類	取扱方針
すべての事業	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。・主要展望地、道路及び海上からの眺望を損なわない。・貴重な野生動植物の生息・生育地内での、工作物の新築等各種自然の改変行為は極力避ける。やむを得ず行う場合は、その生息・生育地の分断等による影響が最小限となるよう措置を講ずる。・附帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。・緑化は、原則として自生種とする。ただし、当該敷地内に既に定着している植物を使用する場合はこの限りでない。・残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は、残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、原則として自生種により適切に緑化されることが確実と認められる場合はこの限りでない。・公園事業を廃止するときは、施設は撤去し、跡地は客土して修景緑化を行うこと。
1 道路 (1) 車道	<p>① 基本方針</p> <p>車道の新、改、増築に当たっては、極力自然地形に対する改変行為は小さくするものとするが、日本海側特有の豪雪に対応するため、道路勾</p>

配の緩和、線形改良、除雪帯の確保にも配慮するとともに、利用の快適性を図るため景観の優れた場所など、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所及び解説板等を整備するとともに、眺望伐採を適正な規模で行う。

② 法面

ア 長大な切土又は盛土法面が生じる場合にあっては、トンネル・栈道等の工法の導入を図り、高さ及び改変面積を極力抑えるよう配慮する。

イ 法面は、原則として自生種により緑化するものとする。

ウ 切土法面のモルタル吹付は認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、着色又は可能な限り蔓生植物等により緑化されることとなっている場合にあっては、この限りでない。

③ 擁壁

擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。

④ 防護柵等

ア 防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とする。なお、車両用防護柵の形式は、橋梁部を除き、ガードケーブル式又はガードパイプ式とし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。

イ 落石防護柵及び落石防護ネットについては焦げ茶色又は灰色とする。

⑤ 橋梁

橋梁の色彩は、焦げ茶色又は灰色とするものとする。

⑥ 緑化

河川や湖、海等の水面に直接隣接する道路にあっては、可能な限り水面と道路との間に、原則として自生種による修景のための植樹帯を設けるものとする。

⑦ 廃道敷

ア 改良工事等により廃道となる部分については、原則として自生種により緑化するものとする。

イ 路傍駐車帯等とする場合には、可能な限り、周辺の自然環境に関する解説板や卓ベンチを設置するとともに、眺望伐採を検討するものとする。

⑧ 標識類

公園利用施設(園地・公衆便所・野営場等)の位置を表示する案内板、

	<p>標識を必要に応じて設けるものとする。意匠、色彩、構造等は、5（1）①④によるものとする。</p> <p>⑨ 附帯施設</p> <p>ア 自転車道及び歩道は、車道に沿って整備されるものに限るものとする。</p> <p>イ 駐車場及び公衆便所については、小規模なものを必要に応じ整備する。</p>
1 道路 (2) 歩道 (全域)	<p>① 基本方針</p> <p>ア 公園内に点在する興味地点を有機的に結合することにより、魅力ある公園作りに資するものとする。</p> <p>イ 施設については、耐潮性のある資材等を適宜使用するものとする。</p> <p>ウ 階段、擁壁、防護柵等の構造は、自然石、木材、擬岩ブロック等を用いて、周囲の環境と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>エ 歩道入口には案内板及び駐車場、歩道沿いには標識、解説板、卓ベンチ等の整備を行い、快適な利用ができるよう配慮するものとする。</p> <p>また、標識については、意匠、色彩及び構造等は5（1）①④(1)に準ずる。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>駐車場及び公衆便所については、小規模なものを必要に応じ整備する。</p>
(鳥取砂丘集 団施設地区)	第3、第4、第5、第8の各整備計画区は、歩道以外の整備は認めないものとする。
2 宿舎 (全域)	<p>① 基本方針</p> <p>形態、色彩については周囲の自然や街並みに配慮したものとする。</p> <p>② 対象</p> <p>公園事業として取扱う宿舎は次の各号に該当するものとする。</p> <p>ア 旅館業法に基づき、ホテル営業又は旅館営業の許可を受けたもの、又はその見込みがあるもの。</p> <p>イ 宿泊定員40名以上のもの。</p> <p>ウ 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>③ 規模</p> <p>各地区ごとに下記のとおり規模を定める。</p>
以下を除く全 域	・建物の高さは13m以下とする。なお、高さが現に13mを越える宿舎にあっては、既存の高さを越えないものとする。
大向宿舎	・最高部の高さは15m以下とする。
日和山宿舎	・最高部の高さは30m以下とする。
城崎温泉宿舎	・最高部の高さは30m以下とする。なお、高さが現に30mを越える宿

	<p>舎にあっては、既存の高さを越えないものとする。</p>
竹野宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さは20m以下、ただし、第1種特別地域の建物の高さは既存の高さを越えないものとする。
境宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は地上3階建て以下とする。
今子浦宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は地上3階建て以下とする。
	<p>④ 意匠、色彩及び構造</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>建物全体のデザインは、半球形、城郭の形等奇抜なものは避け、町並み等周囲の風致景観と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>イ 屋根の形態</p> <p>軒の出のある切妻、寄棟、入母屋型式の屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、カマボコ型、パラペット付等の屋根は認めないものとする。また、屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下とするものとする。ただし、同一敷地内の母屋附帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物(建築面積10m²、仮設にあっては15m²以下とする)にあってはこの限りではない。</p> <p>ウ 屋根の色彩</p> <p>焦げ茶色又は黒色とする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素地色も可とする。</p> <p>エ 外壁</p> <p>外壁の色彩は、茶色、クリーム色、ベージュ色、灰色とする。ただし、自然素材(焼杉板、漆喰等を含む。)を用いる場合は、素地色も可とする。</p>
	<p>⑤ 緑化</p> <p>建築物の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
	<p>⑥ 附帯施設</p> <p>ア 宿舎附帯のテニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」について(昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知)によるものとする。ただし、今子浦宿舎の附帯テニスコートについては、本要領の第2の2及び5は要件としないものとする。</p> <p>イ 舟遊場は小規模なものに限るものとする。</p>
(鳥取砂丘集団施設区)	<p>① 基本方針</p> <p>当地区内における宿舎については、第2、第7整備計画区以外は認めないものとする。</p> <p>② 建築物間の間隔</p> <p>ア 第2整備計画区</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・砂丘センターを中心とする地区（県道湯山鳥取線より北）は、50m以上離す。 ・鳥取砂丘線道路（車道）沿線については、10m以上離す。 ・その他の地区は、30m以上離す。 <p>イ 第7整備計画区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30m以上離す。
3 園地	<p>① 基本方針</p> <p>ア 展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進めるものとする。</p> <p>イ 地形、地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>展望台等の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造等は、5(2)2④に準ずる。また、野外の運動場及び舟遊場は小規模なものに限るものとする。</p> <p>③ 標識</p> <p>標識等については、意匠、色彩及び構造等は、5(1)①4(1)に準ずる。</p> <p>④ 展望施設</p> <p>展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、必要に応じ木竹の眺望伐採を行うものとする。</p>
4 休憩所 (全域)	<p>① 基本方針</p> <p>車道、歩道、園地等との合理的な位置を考慮し、計画的な整備を図るものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。</p> <p>③ 緑化</p> <p>建築物の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
(鳥取砂丘集 団地区第4整備	<p>① 基本方針</p> <p>風致の維持に重点を置き、鳥取砂丘線道路（車道）の南は、歩道及び</p>

計画区)	<p>休憩施設（附帯施設含む。）以外は認めない。また、北側は歩道（附帯施設含む。）以外は認めないものとする。</p> <p>② 規模等</p> <p>ア 高さは10m以下、建蔽率は10%以下とする。</p> <p>イ 休憩所間の間隔は、150m以上とる。</p> <p>ウ 壁面線は、鳥取砂丘線道路（車道）の路肩より20m以上後退させる。</p>
5 野営場 (全域)	<p>① 基本方針</p> <p>ア 地区の特性を生かしつつ、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図るものとする。</p> <p>イ 場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5（2）2④に準ずる。また、野外の運動場及び舟遊場は小規模なものに限られるものとする。</p> <p>③ 立入規制</p> <p>野営場以外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険の恐れがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備するものとする。</p>
(鳥取砂丘集 団施設地区第9 整備計画区)	<p>① 基本方針</p> <p>フリーテントサイトを主体とした野営場を整備するものとする。</p>
6 運動場	<p>① 基本方針</p> <p>大規模な土地の改変を伴うことがなく、地形や植生等の自然条件を活かした施設の整備に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物、駐車場等の附帯施設については、必要最小限の規模とするものとする。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）によるものとする。</p> <p>ウ 夜間照明施設は、公園事業道路、主要展望地及び海上から望見されない場合に限るものとする。</p> <p>エ フェンスの色彩は、焦げ茶色、灰色又は緑色とするものとする。</p>
7 水泳場	<p>① 基本方針</p> <p>ア 自然海岸においての海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に</p>

	<p>努めるものとする。</p> <p>イ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイクと海水浴の利用場所を分ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。</p>
8 舟遊場 (多鯨ヶ池)	<p>① 基本方針</p> <p>地形の改変を極力抑えるよう留意するとともに、多鯨ヶ池の水質保全に留意するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>整備に当たっては、手こぎボートでの利用に限定した施設とする。</p>
9 駐車場	<p>① 基本方針</p> <p>ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。</p> <p>イ 施設については、利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。</p> <p>② 緑化</p> <p>駐車場の周囲等は、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
10 索道運送 施設（全域）	基本方針 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。
鳥取砂丘	リフト敷きの規模の拡張は認めない。なお、リフトの建替えについては、最大運送量の増加を伴うものは、認めない。
大師山線	地区の利用者数に応じた適正な輸送量となるよう留意するものとする。
11 給水施設	基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。 イ 施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。
12 排水施設	基本方針 ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとす

		<p>る。</p> <p>イ 施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。</p>
13 水族館 (日和山)		<p>① 基本方針</p> <p>山陰海岸国立公園の特徴的な海洋生物に関する理解が進むよう、解説及び展示に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。</p>
14 博物展示 施設		<p>① 基本方針</p> <p>自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。</p>
(鳥取砂丘集 団施設地区)		<p>① 基本方針</p> <p>砂丘の自然紹介や自然情報の拠点として整備するものとする。</p> <p>② 建築物等</p> <p>ア 高さは13m以下、建蔽率は20%以下とする。</p> <p>イ 砂丘から望見されないよう、砂丘との間にマツ林を確保し、建物等はマツ林より突出しないものとする。</p> <p>③ 緑化</p> <p>施設の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
15 ゴルフ場		<p>① 基本方針</p> <p>ゴルフコースの規模の拡大は認めないものとする。なお、コースの付替えについては、ゴルフ場内の既存コースの面積の増加を伴うものは認めない。</p>

(3) 許認可に関する事項

- ア 許認可事務に係わる事務職員等による研修会を設け、相互研鑽、情報交換を図るものとする。
- イ 許認可事務の迅速化を図るため、事務処理に係わる機関の連絡調整を密にするものとする。
- ウ パトロールを適宜行い、適正な公園管理を図るものとする。

(4) 鳥取砂丘特別地域内における催事等の施行に関する事項

鳥取砂丘の第2種特別地域内において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物の新築等を行う場合には鳥取市に届け出る。鳥取市は、催事の内容の適否について鳥取砂丘催事連絡会に審査を委嘱し、審査により適當と認められた催事については届出者に通知するとともに、工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を近畿地方環境事務所長へ通知する。

6 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進のために必要な事項

(1) 地域の美化修景に関する事項

① 美化清掃計画

ア 団体による清掃活動

国立公園清掃活動事業については、現在兵庫県内は兵庫県自然公園美化推進協議会の玄武洞、竹野、香住、浜坂の4支部、鳥取県は(財)自然公園財団鳥取支部(鳥取砂丘地域)、岩美町観光協会(浦富海岸地域)が、それぞれの地域で美化清掃活動を行っているが、今後も積極的な活動が行われるよう関係者を指導する。

イ 事業者等による清掃活動

国立公園内の美化清掃は、上記団体のほか、市町村、道路管理者、事業者、地域住民、ボランティア等によって行われているが、これら実施団体の役割分担を明確化するとともに、連携を図ることにより、事業の効率化と充実が図られるよう関係者を指導する。特に近年増加している海岸漂着ゴミについては、関係団体と連携した効率的な清掃の実施に努めるものとする。

ウ クリーンデー

毎年8月第1日曜日に全国統一の行事として実施している「自然公園クリーンデー」については、従来の一斉清掃等の活動を踏襲するが、今後とも、特に美化思想の普及啓発に努めるものとする。

なお、山陰海岸国立公園における実施日については、関係者がより参加しやすい時期と地域の実情を考慮のうえ、設定するものとする。

エ ゴミ箱の設置

ゴミ箱の設置は、歩道の起終点、園地等でゴミの回収が確実に行われる場所に限ることとする。その他の場所では、持ち帰り運動を積極的に推進し、美化意識の普及啓発に努めるものとする。

② 修景緑化計画

ア より快適な環境づくりを目指し積極的な修景緑化に努めるものとする。

イ 修景植栽の樹種

原則として自生種により修景植栽を行うものとする。

ウ 工事跡地の緑化・植生復元

工事跡地は、原則として自生種により緑化する。

なお、取扱いの細部については、「自然公園における法面緑化指針案」(環境省自然環境局作成:平成20年度)を参考にするものとする。

エ 森林施業

主要な利用拠点又は主として公園利用に供せられる道路から望見される場所にあっては、極力伐採は控える。また、従来の単一林から多様性のある複層林化等風致上望ましい森林型への誘導を図る。

(2) 松枯れ対策に関する事項

第1種特別地域以上の地域における薬剤散布は、急傾斜地等やむを得ない場合を除きスプット散布、または地上散布とする。

また、ハヤブサ、ウミウなどの鳥類の繁殖地周辺では極力行わないこととするが、やむを得ず実施する場合は、地上散布で生息鳥類に影響しない時期を選定して行うものとする。

(3) 各種団体との連携に関する事項

① 山陰海岸国立公園連絡協議会の設置

関係府県及び関係市町村から成る山陰海岸国立公園連絡協議会を毎年1回開催し、本管理計画の周知その他公園管理業務に必要な事項について連絡調整を行うものとする。

② 関係各種団体の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃等を目的とする関係団体に対しては積極的に交流を図り、指導・育成に努めるものとする。

(4) 自然解説に関する事項

公園利用者が、自然の仕組みや、自然環境の保全の重要性を理解し深めるよう、集団施設地区を主とする各利用拠点において、案内板、解説板等サインの充実を図り、自然教育活動を積極的に行うものとする。

また、そのために必要な事業実施体制の整備と指導者を養成し協力を得るものとする。特に、竹野集団施設地区においてはスノーケルセンター・ビジターセンターを拠点としてパークボランティアの養成を図り、スノーケルのみならず幅広い自然教育活動をさらに推進するものとする。

(5) その他の事項

① 利用者の安全対策

利用地点の危険な箇所については、関係行政機関が協力して注意標識や安全施設を設けるなど利用者の安全確保が図られるよう、管理者を指導するものとする。

② 利用者の規制

適正な公園利用と自然環境の保護・保全を図るため、土地管理者及び関係機関等が連携して次のような利用者の誘導及び規制のための指導を行うものとする。

ア ゴミの散乱、砂浜の汚染、山火事等を防止する観点から、野営場以外での野営を禁止するとともに、花火の使用について、適切な指導を行うものとする。

イ 植物保護の観点から、盗掘防止について指導するものとする。

ウ 駐車場等における立ち売り、客引き行為等は公園利用者及び適正な管理を阻害することから、行わないよう指導するものとする。

エ 釣客に対しては、海浜の汚染防止と野鳥保護のため、テグス、釣り針、ゴミ等の投棄防止について指導するものとする。

オ 鳥取砂丘及び丹後砂丘の車馬の乗入れが規制されている地区では、関係機関の協力を得て、標識を設置する等周知に努めるとともに、パトロールを実施し車馬の乗入れ

防止について指導するものとする。

カ 鳥取砂丘利用者の指導については、下記「鳥取砂丘の利用指導方針」により行う。

＜鳥取砂丘の利用指導方針＞

鳥取砂丘は、日本を代表する海岸砂丘であり、その優れた景観を厳正に保護するとともに、適切な利用に供するため、特別保護地区又は第2種特別地域に指定されていることから、当地域の利用にあたっては、砂丘における自然現象及び風致を損なわないことを利用の基本とするために以下のとおり利用指導方針を定めるものとする。

(ア) 拡声器等の人工音の使用

砂丘地内では、原則として使用しないこととし、周辺においては、内容、音量等が利用者に不快の念を与えないよう指導する。

(イ) 業務に伴う撮影

場所を占拠する等、他の利用者に迷惑をかけないよう関係機関が連携して指導する。

(ウ) パラグライダー・ハンググライダー・サンドボードの利用及びパラシュートによる降下

公園利用者が多数往来する場所で使用しないよう関係機関が連携して指導する。

(エ) 適正な砂丘利用

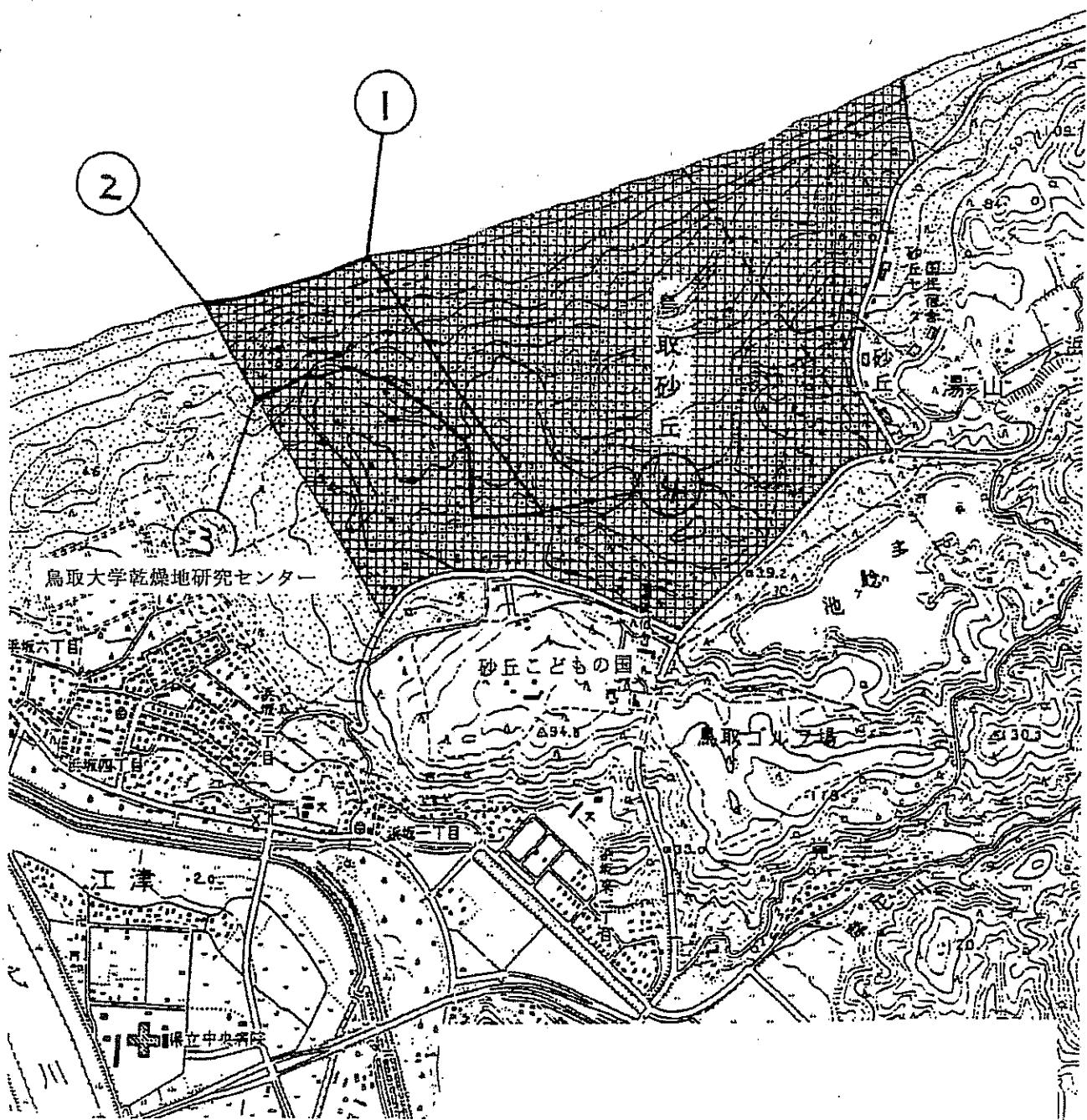
花火は行わないこと、タバコの吸い殻は持ち帰ること、砂丘列の斜面等に文字や絵を描かないこと、砂は持ち帰らないこと等、利用者が留意すべき事項について関係機関が連携して指導を行う。

(オ) その他

他の利用者に危険を及ぼす行為や場所を占拠する行為は行わないよう指導するとともに、利用者に上記(ア)から(エ)までの取り扱いを周知するため、関係機関が連携して啓発活動を行う。

(別図)

鳥取砂丘の利用指導方針対象範囲



鳥取砂丘景観保全の課題

鳥取砂丘の景観保全事業は1994年に始まってすでに12年が経過した。この間、「砂が動く、生きた砂丘」を目指して、草に覆われた砂丘の除草を主眼に取り組んできた。繁茂し、草原化といわれた砂丘の植被は、重機によらなければ除去できないほど強固であったが、作業を繰り返すうちに軽作業機へ、そしてこの2、3年は人力除草も可能になった。砂丘の植生は、1年でも放置すると目立たないが隨所に発生し、たくさんの種子を残して冬を越す。そして翌年には一面の植被を形成してしまう。したがってこれまでの経験から、除草は植物が種子をつくる前にタイミングよく行う必要があり、1年の手抜きも許されないことがわかった。

2004年～2006年の3カ年、研究会では、鳥取砂丘景観保全協議会が計画・実施した事業に並行して景観保全のための調査研究を行い、事業実施の根拠・効果について検討してきた。実施に移された主要な事業は、雑草の除去、市営駐車場入り口付近の堆積砂移転、スリバチの整備、砂丘周辺植生の改善などが挙げられる。これらに対し、研究会では、砂丘植生のモニタリング及び除草区域の判定、除草方法の検討により人力除草の推奨、新しい除草機の導入試験などを行った。また、除草効果を監視する目的で、砂移動調査、風向風速計による風の観測を行った。スリバチ整備に関しては、景観維持とスリバチ保全の観点から、事業実施の際に種々の提言を行うとともに、スリバチ斜面に進出したチガヤ根絶のため新たに根から掘り取る方法も取り入れた。砂丘

を取り囲む保安林を除去あるいは新設することを想定した場合、砂丘が受ける影響を検討するための砂丘再生シミュレーションや砂丘景観（眺望）を改善するための検討を行い、西側または南東部の砂防林内の火山灰分布調査や植生調査も実施し、道路沿いの樹木の伐採判定なども行った。さらに、鳥取砂丘景観保全の長期的な視点に立ち実施された航空測量とそのデータの利用の試み、ボランティア活動による人力除草の導入などについても取り組み多くの県民の参加を得た。これらの詳細は前章までに述べたとおりであるが、ここで3カ年の計画期間終了に当たり、今後の砂丘景観・保全に向け、当面の課題を次のように提言する。

1. 当面の課題

景観保全事業の根拠と効果の検討

「砂が動く砂丘」を維持するため、今後も継続して除草を行う必要がある。そのため以下の3つのモニタリングとボランティア活動は続けて行われるべきであると考える。

風向風速モニタリング

風向風速の定点観測は1998年に開始され、現在3箇所で観測が行われているが、これらによって砂丘の風気候特性が明らかになり、景観保全事業が目指す「生きた砂丘の復元」に役立てられている。とくにT-8に設置されている風速計は、これまでどおり鳥取砂丘を代表する風のデータを提供するものとして位置付けられる。本報告書で述べた砂丘再生シミュレーションにおいて

は、その予測の前提条件となる確かな基礎データとして用いることができた。市街地にある鳥取地方気象台の観測データとの相関は低く、気象台データから推測することが難しいこともあり、T-8で観測される風のデータは鳥取砂丘の基本となるものであり、今後も観測を継続すべきである。リフト近くの風速計は、これまでにも提案しているように砂丘来訪者に風の情報を提供するポイントとして、維持・活用することが望まれる。林縁に設けられた風速計は、機動性を持たせて、隨時要所に移動させ設置したい。例としては、県道沿いの樹木を景観上の観点から手入れしたが、道路保安上の影響を見る必要があれば、風速計を県道南側の妙地が鼻国有林内の空開地に移動し観測することなどが考えられる。

砂の移動モニタリング

本モニタリングは、除草事業等の効果を調査し、「砂の動く、生きた砂丘」を診断する決め手にしているものである。これまで調査杭による砂面変動調査（毎月1回）、第2砂丘列の精細測量（不定期）、航空写真測量（5年に1回）を実施してきた。

毎月1回の砂面変動調査は、いわば砂丘の健康状態を監視するもので今後も継続する必要がある。また、この調査のために設置されている杭は、砂丘の保全（モニタリング、除草計画、植生保存計画）だけでなく及び砂丘観察のポイントマップ表示（スリバチ、風紋の位置）など多方面に役立っている。したがって、この調査杭は砂丘内の位置を認識する座標として今後も全ての杭を維持し活用すべきである。

第2砂丘列の精細測量は、除草事業開始

前段階（平成3～5年）と最近（平成11～17年）の二次にわたって実施された。いつたん中断したが、砂丘地形の変化などがあったときは再開する必要がある。

5年に1回の航空写真測量は、可能な限り続けて実施すべきである。すなわち、今回の報告においても砂丘全域に亘る過去の測量データから多くの情報を引き出すことができた。将来的にも砂丘の歴史的資料となり得るものである。また近年、鳥取砂丘そのものを形成する砂の補給についても危惧する意見がある。平成17年度から鳥取砂丘海岸保全のために取り組まれたサンドリサイクルによる影響と併せて海底堆積砂の変動と砂丘内地形変動を監視し、総合的な関連を検討することとなったが、これらは長期的な取り組みが必要であり、航空写真測量データは必ず活かされるものと考える。

植生のモニタリング

手がつけられないほどに繁茂した雑草の除草作業は、機械力投入によりおおかた人力による管理が可能な状態まで漕ぎつけることができた。

これまで繰り返し述べてきたように、除草は1、2年怠ると人力で除去するのは難しいほど強固になる。人力除草に参加する市民が増えてきたとは言え、広い砂丘をカバーするには限りがある。今後も軽機械力による除草と人力除草のバランスを考えながら進める必要があると考える。17年度事業の経過は、そのような考え方で行う除草の一応のモデルにすることができると言える。したがって、当面の課題は、17年度の除草体制を維持し、軌道に載せることが肝要である。

○植物が活動期に入る春の植生モニタリング

○モニタリングに基づく除草作業計画立案

○植生が結実する前の除草の実施

○除草後の秋の植生モニタリング

を基本とする。

本モニタリングは砂丘中央部に限らず、外周道路からの景観を考慮して砂丘周辺部の植生を改善すること、スリバチ斜面のチガヤ除去、スリバチ内部の整備などについても続けて行うべきである。

さらに、植生のコントロールが可能になったことを前提として、研究会では砂丘植物の生態を展示・体験できる景観に近づけるための植生管理（ゾーニング）の導入を検討したいと考えている。

ボランティア活動の組織化と維持

前述のとおり、今後も除草事業は人力除草の比重を増加させる方向で進めるべきであると考える。そのためには、除草区域の判断、選択的除草の判断ができ、ボランティア参加者をまとめる現場的リーダーと協議会事務局との連携を保てるような組織構築が必要である。

一方、人力による除草の方法について、砂丘に適合した除草具について検討・改良を重ね、提案する研究を今後も続けたいと考えている。

以上の 3 つのモニタリングとボランティアの組織化は、景観保全のための種々の提案・計画の目的達成のために継続課題として、今後も続けて取り組まなければならぬ。

また、調査研究会では、現在取り組んで

いる他の課題などについても以下のように考えている。

景観保全の基礎となる研究

砂丘の植生とその生態調査

これまで多くの研究者によって研究が蓄積されているが、これらを判りやすく解説することを考えている。また、砂丘の環境変遷とともに変化する植生について解明すべき新たな課題は際限なく発生している。海岸砂丘の植物生態を明らかにし、鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバックするような調査を大切にし、今後も続けたいと考える。

砂丘の地下地質構造調査

これまで鳥取砂丘においていくつかのボーリング調査が実施してきた。砂丘の地下には随所に火山灰層があり、所々に露頭も見られる。またオアシスには降雨、降雪後に季節的な湧水が見られる。今回の報告でも仮説を立て、砂丘の形成史に関する研究を行った。大量の砂の侵食を受けた後の砂丘には、古代の人びとの生活を物語る陶片などが顔を見せる。このように砂丘の地下はまだまだロマンに満ちていると言える。歴史的観点に立つ砂丘の博物誌となる素材を発掘し、砂丘の伝説を豊かなものにすることは、景観の楽しみを倍化させることとなり、地道な調査ではあるが継続して行いたいと考えている。

沿岸海底砂のモニタリング

航空測量に基づく鳥取砂丘の砂収支によれば、砂丘の砂は減少傾向にあることが示唆されている。千代川が山から運ぶ砂が減少したため、あるいは河口改修による砂丘海岸付近の沿岸流が変化したため、また、

打ち上げられるべき海底の砂が減少したためなど、さまざまな推論がなされている。平成17年度から、調査研究会は「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン検討委員会」との接点を持つことができた。今後、海陸から砂丘を調査し、沿岸海底砂の消長と鳥取砂丘の砂取支について確かな情報を確認し、砂丘の将来予測に結びつける新たな展開を構築したいと考えている。また、砂丘への砂補給経路にあたる千代川河口から砂丘海岸に至る沿岸の保全に関しても手をつけられるところから実態調査を実施すべきであると考える。

2. 将来的展望と対応する課題

前述の当面の課題に掲げた内容の主要なもの、すなわち、景観を保全し、砂が動く、生きた砂丘を維持するための事業には、事前・事後のモニタリング、海陸からの砂丘調査とともに市民による砂丘保全を啓発する活動を継続して行っていくことが重要であると考える。また、砂丘の将来像について、グランドデザインを描くことが常に求められている。砂丘の景観保全事業は、それを求める精神を持ちづけ摸索する中で具体的な作業を見出してきたといえる。変化の多い現代社会において、できるだけ多くの地元の人々といろいろな情報を共有し、その時々の最善の姿を追及することに尽きると考える。

砂丘を自然公園として、あるいは天然記念物として守るために、多角的な楽しみ方を発掘し、県民の共有財産とする意識を高めていかなければならないであろう。

すなわち、砂丘に足繁く通える散策コースの整備、見晴らしのきく展望台の設置、

野外活動が出来る広場の整備などがあげられる。また、日常的に砂丘に心が触れるような文化活動、レクリエーション活動などの取組みやコンクール・展示などを組み立てる。このような砂丘を活用した県民活動から愛着を育めないであろうか。

ここで、ある文人と旅を楽しむ現代的若者の語を引用してみたい。

前者は、「そこに立つものや、形、自然だけでなく、それを支えてきた人の心を遺産として評価すべきである」と言っている。

後者は、「人が絶景と言うどころに私はあまり関心が湧かない。絶景とは、景色だけが備えているものではない。絶景の地を旅するとき、その地で出会った人びとが重なるからこそ感動が生まれる。人との出会いの前に絶景はないと思っている」と述べている。

鳥取の地元の人々が砂丘を大切にし、よく知り、よくもてなすことがとりもなおさず砂丘を保全することにつながると受け止められないだろうか。

また、砂丘を観光資源として位置づけるのであれば、県外客にアンケートを実施し、砂丘への期待・感想の調査を行うことにより、景観保全、もてなしのヒントを得ることにも取り組む必要があるであろう。

景観資源一覧

① 自然環境保全基礎調査自然景観資源調査

京都府：非火山性孤峰（兜山）、湖沼（久美浜湾）、砂州（小天橋、箱石浜砂丘）、砂浜・礫浜（八丁浜）

兵庫県：節理（玄武洞、青龍洞、三尾の大島・柱状節理）、甌穴群（猫崎半島、諸寄）、溺れ谷（猫崎半島、日和山海岸、但馬御火浦、香住海岸）、海食洞（淀洞門、通天洞門、下荒洞門、旭洞門、日本洞門、亀山洞門）、岩門（はさかり岩）、海食崖（鎧の袖）、漣痕化石（下浜）、流紋岩流理（田久日向山）

鳥取県：非火山性孤峰（駒馳山、孤山、二ツ山）、湖沼（多鯰ヶ池）、砂浜（陸上海岸、浦富海岸、大谷海岸、鳥取砂丘海岸）、砂丘（陸上砂丘、浦富砂丘、大谷砂丘、福部砂丘、鳥取砂丘）、海食崖（陸上岬、羽尾岬、浦富海岸、駒馳山）、海食洞（海の竜神洞、陸の竜神洞、青島の洞窟、菜種島の洞窟、赤壁洞、海賊穴）

② 自然環境保全基礎調査特定植物群落調査

京都府：箱石海岸の砂丘植生、箱石のクロマツ植林

兵庫県：絹巻神社のスダジイ林、温泉寺のスダジイ林、今子海岸のカシワ林、八坂神社のスダジイ林、不動岩・大歳神社のスダジイ林、猫崎半島の照葉樹林

鳥取県：浦富海岸のクロマツ林、鳥取砂丘植生

③ 国指定名勝・天然記念物

兵庫県：但馬御火浦（名勝・天然記念物）、鎧の袖（天然記念物）、香住海岸（名勝）、玄武洞（天然記念物）

鳥取県：浦富海岸（名勝・天然記念物）、鳥取砂丘（天然記念物）

④ 日本の重要湿地 500

京都府：丹後半島沿岸～若狭湾（西部）（藻場）

兵庫県：円山川川辺（中間湿原、低層湿原）

鳥取県：岩美地先沿岸（藻場）、多鯰ヶ池（湖沼）

レッドリスト種一覧（動物）

哺乳類

準絶滅危惧（NT）

チョウセンイタチ

鳥類

絶滅危惧II類（VU）

サンショウクイ

準絶滅危惧（NT）

オオタカ、ミサゴ

両生類・爬虫類

絶滅危惧II類（VU）

カスミサンショウウオ

準絶滅危惧（NT）

イモリ、ヒダサンショウウオ

淡水魚類

絶滅危惧IB類（EN）

クボハゼ

絶滅危惧II類（VU）

エドハゼ、カマキリ、シロウオ、メダカ

準絶滅危惧（NT）

アカザ

該当の可能性有り（データが古い）

スジシマドジョウ類、降海型イトヨ、陸封型カジカ

甲虫類

絶滅危惧II類（VU）

カワラハンミョウ

トンボ類

絶滅危惧I類（CR+EN）

ヒヌマイトトンボ

準絶滅危惧（NT）

ネアカヨシヤンマ

チョウ類

絶滅危惧I類（CR+EN）

シルビアシジミ

絶滅危惧II類（VU）

ギフチョウ

準絶滅危惧（NT）

オオムラサキ、キマダラルリツバメ、ベニヒカゲ

出典：第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 種の多様性調査 動物分布調査
 第6回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査

特別地域内指定植物一覧

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
イワヒバ	イワヒバ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	オシャグジデンダ
ナデシコ	ハマハコベ、シオツメクサ
キンポウゲ	ミスミソウ(スハマソウ、ケスハマソウを含む)、イチリンソウ
メギ	イカリソウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ、ヒメカンアオイ
ユキノシタ	チャルメルソウ
バラ	ハマナス(ハマナシ)、ミツバイワガサ(イワガサ、タンゴイワガサ)
ハマビシ	ハマビシ
スマレ	イソスマレ、ナガハシスマレ(テングスマレ)
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ギンリヨウソウ
ツツジ	ツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ、オキシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リンドウ	センブリ
シソ	タジマタムラソウ
ゴマノハクサ	トウテイラン
ハマウツボ	ハマウツボ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク(イソノギク)、サンインギク、ワカサハマギク、クシバタンポポ
ユリ	シライトソウ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、エンレイソウ
カヤツリグサ	ダイセンスグ
ラン	ナゴラン、エビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン(ホクロ)、セッコク、フウラン、コケイラン、オオバノトンボソウ

海中公園地区内指定動植物一覧

海中公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次の通りである。

スズメダイ科、ゴンズイ、チャガラ、キヌバリ、ヘビギンポ、ザラカイメン、ウメボシイソギンチャク科、フトヤギ科、イソバナ科、オオギウミヒドロ、シロガヤ、ミズクラゲ、ケヤリ、ヒザラガイ、アメフラシ、ドーリス科、オフィディアステル科、アステリアス科、アステリナ科、アツクロベクテン科、オオウミシダ、ニッポンウミシダ、ジョロモク属、ヤハズグサ属、フクロノリ属、アミジグサ属、イシゲ属、ツルモ、ミル属、シオグサ属、ジュズモ属、フサイワヅタ、タマイタダキ属、タオヤギソウ属、フサノリ属、コザネモ属、スギノリ属、ハイウスバノリ属、ユカリ属、アヤニシキ属、ベニスナゴ、オキツノリ、サンゴモ科、スガモ

関係法令一覧

法令名	制限概要
公有水面埋立法	公有水面埋立の免許制度（環境保全への配慮）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区における制限 有害鳥獣の駆除
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区における制限 国内希少野生動植物種の捕獲規制
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の防除
文化財保護法	現状変更等の制限
建築基準法	建築物の規模・形態等の制限
景観法	景観計画区域・景観地区等における建築物の規模・形態等の制限
屋外広告物法（屋外広告物条例）	広告物の掲出禁止・制限
都市計画法（風致地区内における建築等の規制に関する条例）	市街化・市街化調整区域における建築等の制限
森林法	林地開発許可・保安林内行為制限 森林計画伐採届出
海岸法	海岸保全区域内の行為等の制限
港湾法	港湾区域内の行為等の制限
漁港法	漁港区域内の行為等の制限
道路法	道路の占用等の制限
農地法	農地の用途変更
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更
国土利用計画法	1ha以上 の土地の開発行為制限
採石法	採石業に関する制限
鉱業法	鉱業権設定・制限
温泉法	掘削・動力装置設置許可
水道法	自家用水道等（100人以下）の水質・施設基準
水質汚濁防止法	排水処理に関する規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置
旅館業法	新改増築等に伴う営業許可
消防法	消防施設・危険物貯蔵取扱等の規制
食品衛生法	旅館・一般飲食営業許可
河川法	河川保全区域内における土地形状変更、工作物の新增改築等の規制
砂防法	砂防指定区域内における工作物の新增改築等の規制

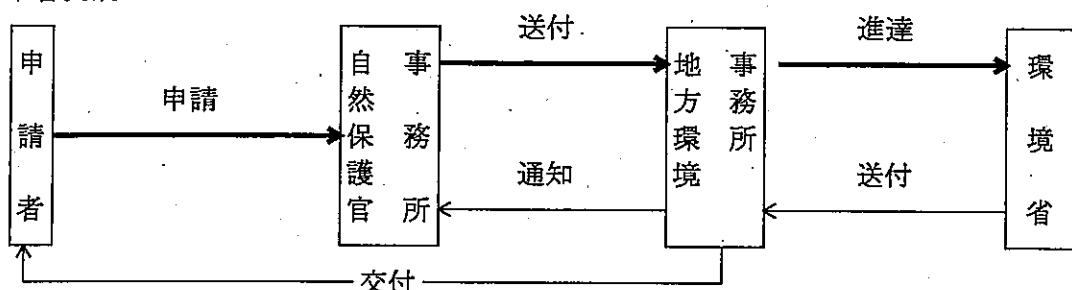
申請書等の進達及び指令書等交付の手順

———：申請書等の流れ
———：指令書等の流れ

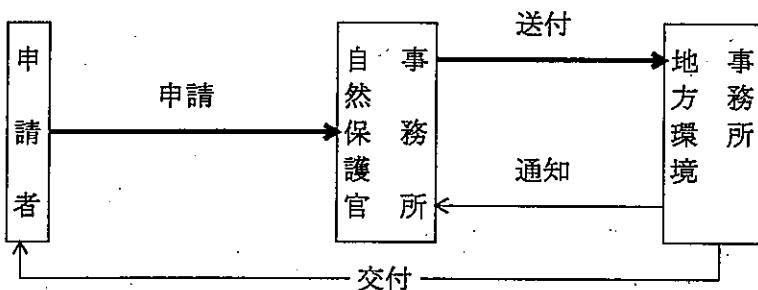
〔京都府〕〔兵庫県〕

必要提出部数は、本省決裁の場合は3部、所長専決の場合は2部、首席専決の場合は1部とする。

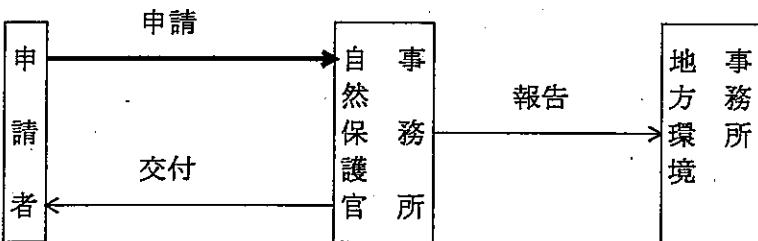
○本省決裁



○所長専決



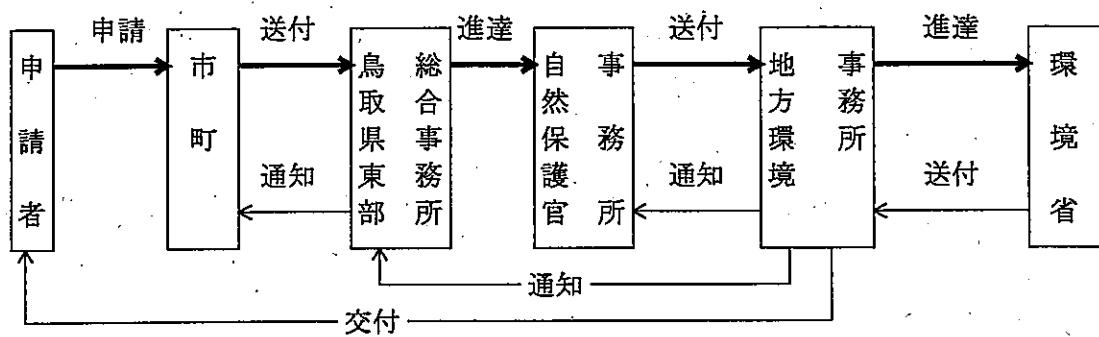
○首席専決



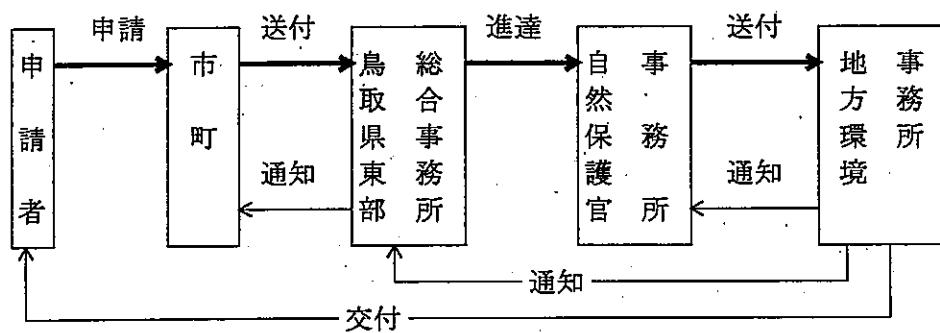
[鳥取県]

必要提出部数は、本省決裁の場合は5部、所長専決の場合は4部、知事権限の場合は3部とする。

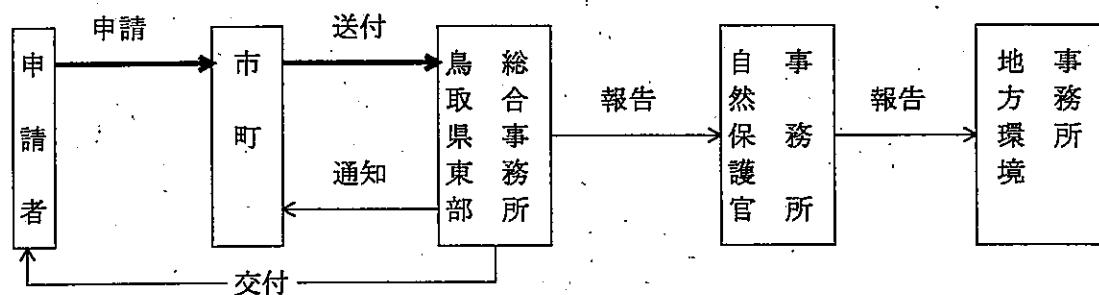
○本省決裁



○所長専決



○知事権限



管理計画検討会

(1) 検討会名簿

検討員 池田 啓 兵庫県立コウノトリの郷公園 研究部長
神近 牧男 鳥取環境大学 副学長
久野 武 関西学院大学総合政策学部 教授 (座長)

行政機関 京都府文化環境部自然環境保全課
京都府丹後土木事務所企画調整室
京都府丹後土木事務所管理室
京丹後市商工観光部観光振興課
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課
兵庫県但馬県民局県民生活部環境課
豊岡市商工観光部観光課
香美町産業部商工観光課
新温泉町商工観光課
鳥取県生活環境部公園自然課
鳥取県東部総合事務所生活環境局生活安全課
鳥取市観光コンベンション推進課鳥取砂丘室
岩美町産業観光課

事務局 環境省近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課

(2) 作成経緯

平成19年8月1日：検討会の設置
平成19年10月14日：現地調査
平成19年10月16日：第1回検討会
平成20年6月24日：第2回検討会
平成20年9月4日：第3回検討会
平成 年 月 日～ 月 日：パブリックコメント
平成 年 月 日：公表

山陰海岸国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

平成12年10月12日付け環境省告示第70号

平成15年8月13日付け環境省告示第76号

平成16年4月23日付け環境省告示第30号

特定地域	特定行為
京都府A地区 京都府京丹後市網野町浜詰及び木津並びに同市久美浜町湊宮及び鹿野の各一部	京都府A地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一條第十六項に規定する行為については、同項第五号中「こと」とあるのは、「こと。ただし、田畠等の地下に存する土石を採取するものであつて、採取終了後の跡地が農地として使用されることが確実であると認められるものについては、この限りでない」と読み替えて、同項の規定を適用する。
京都府B地区 京都府京丹後市網野町柴古及び浜詰並びに同市久美浜町箱石の各一部	京都府B地区又は兵庫県A地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。
兵庫県A地区 兵庫県豊岡市城崎町戸島、同市竹野町竹野字西町並びに美方郡香美町香住区大字鎧及び大字余部小字御崎の各一部	2 京都府B地区又は兵庫県A地区内において行われる規則第十一條第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 京都府B地区又は兵庫県A地区内において行われる規則第十一條第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
京都府C地区 京都府京丹後市久美浜町湊宮の一部	京都府C地区内において行われる規則第十一條第一項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「次の各号（第二号を除く。）に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

	<p>兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、同項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第六項の規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と、同項第一号中「十三メートル」とあるのは「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>4 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県A地区 鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富の一部</p>	<p>鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第三号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは、「当該建築物」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

	3 鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
鳥取県B地区 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富及び大字牧谷の各一部	鳥取県B地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号までの規定の例による」とあるのは、「第九号及び第十一号の規定の例による（この場合においては、第四項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「一般国道百七十八号線の路肩から二十メートル以上」とする。）」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積」とあるのは「第四項第六号の表の上欄に掲げる地域」と読み替えて、同項の規定を適用する。
鳥取県C地区 鳥取県鳥取市福部町細川及び湯山の各一部	鳥取県C地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号までの規定の例による」とあるのは「第九号及び第十一号の規定の例による（この場合においては、第四項第九号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「十メートル以上」とする。）」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積」とあるのは「第四項第六号の表の上欄に掲げる地域」と読み替えて、同項の規定を適用する。
鳥取県D地区 鳥取県鳥取市福部町細川の一部	鳥取県D地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第三号、第四号、第七号、第八号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。 2 鳥取県D地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号

	(第五号及び第七号を除く。)に掲げる」と、同項第三号中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、同項第四号中「土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地」とあるのは「土地」と読み替えて、同項の規定を適用する。
鳥取県E地区 鳥取県鳥取市福部町 細川の一部	鳥取県E地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号まで」とあるのは「、第九号及び第十一号」と、「規定の例による」とあるのは「規定の例による（この場合においては、第四項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「道路の路肩から二メートル以上」とする。）」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。
鳥取砂丘地区 鳥取県鳥取市浜坂及び同市福部町湯山の各一部	鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第一項に規定する行為については、同項ただし書中「又は学術研究」とあるのは「若しくは学術研究」と、「適合するもの」とあるのは「適合するもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事に関して行われる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。 2 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第十二項に規定する行為については、同項第一号ただし書中「もの」を「もの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事に関して行われる工作物の新築、改築若しくは増築であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第十九項に規定する行為については、同項第五号中「又は保安の目的で行わ

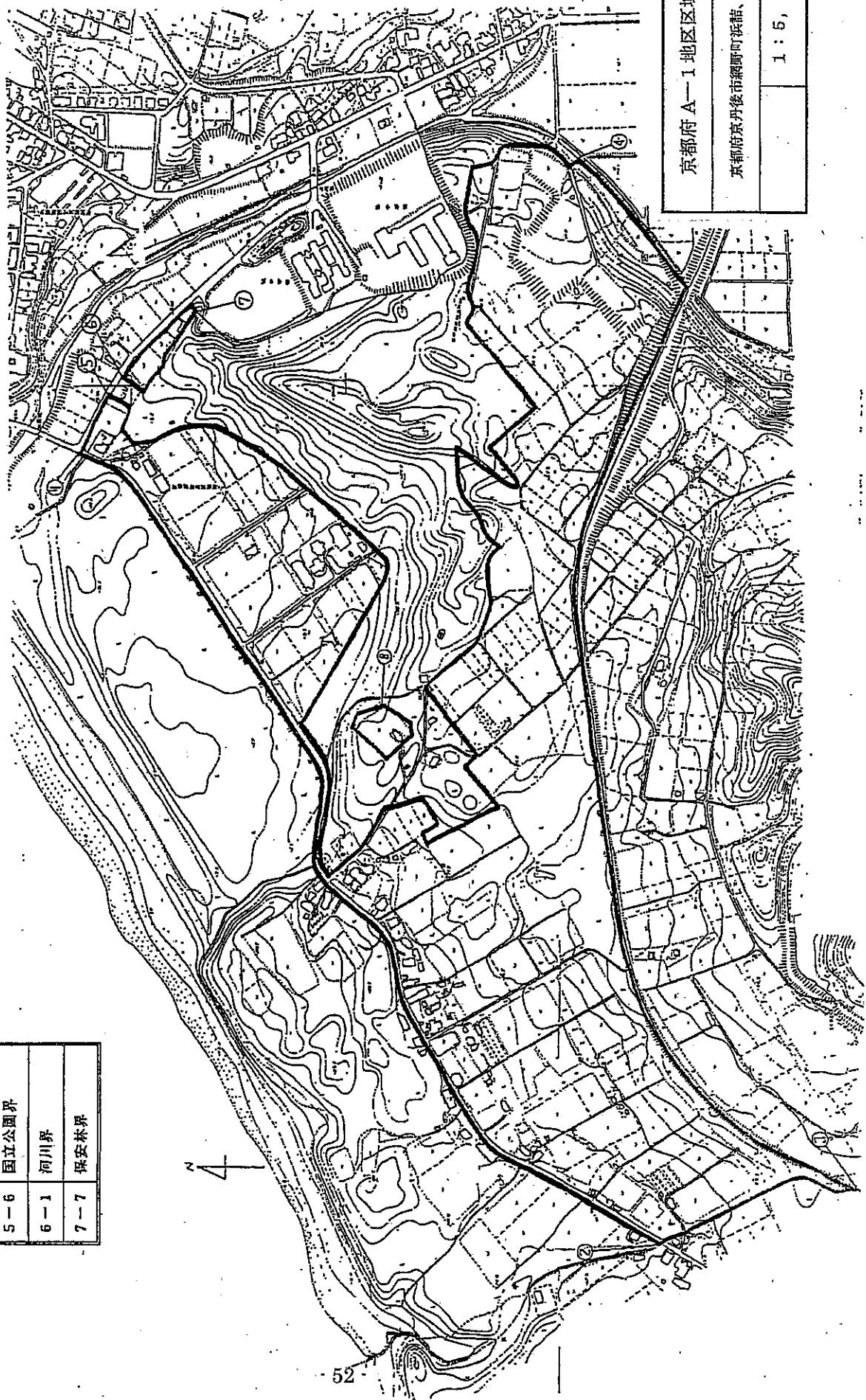
れるもの」とあるのは、「保安の目的で行われるもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事として行われるもの（特別保護地区内の砂を利用したものに限る。）であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第二十八項に規定する行為については、同項中「する」とあるのは「する。ただし、法第十四条第三項第六号及び第九号に掲げる行為のうち、鳥取県又は鳥取市が主催し、共催し、又は後援する一時的な行事に関して行われ、かつ、野生動植物の生息又は生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められるものにあつては、この限りではない」と読み替えて、同項の規定を適用する。

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府A-1地区)

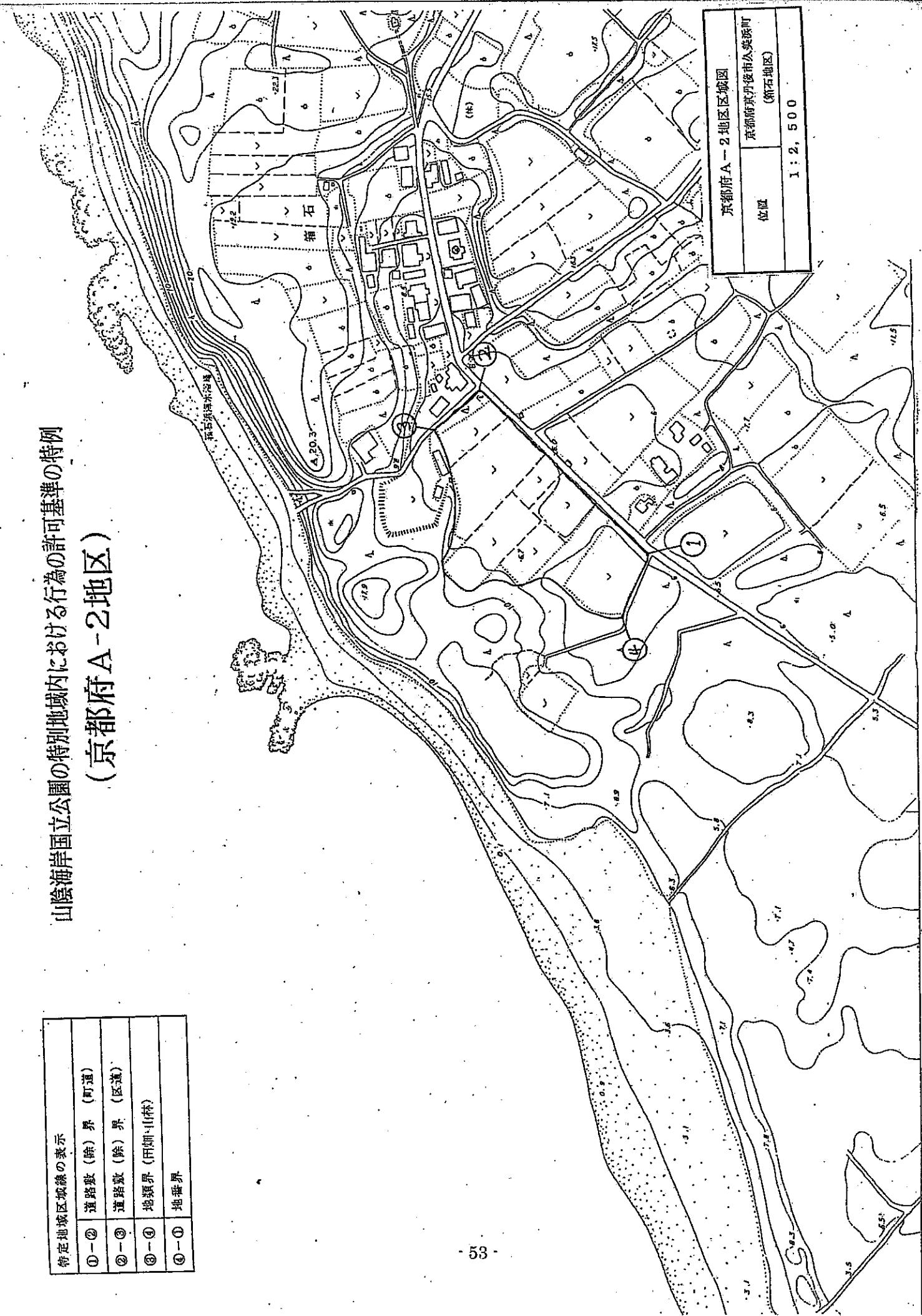
凡　例	
1-2	道路界
2-3	町界
3-4	国立公園界
4-5	保安林界
5-6	国立公園界
6-1	河川界
7-7	保安林界



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府A-2地区)

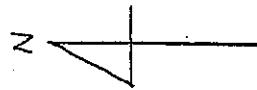
特定地域区域の表示	
①-②	道路敷(除)界 (町道)
③-④	道路敷(除)界 (区道)
③-⑤	地頃界 (田畠・山林)
④-①	地番界



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府 A-3 地区)

凡例		
1-2	道路界	9-10 道路界
2-3	保安林界	10-11 保安林界
3-4	道路界	11-12 道路界
4-5	保安林界	12-13 国立公園界
5-6	国立公園界	13-14 保安林界
6-1	町界	14-9 道路界
7-7	保安林界	
8-8	保安林界	

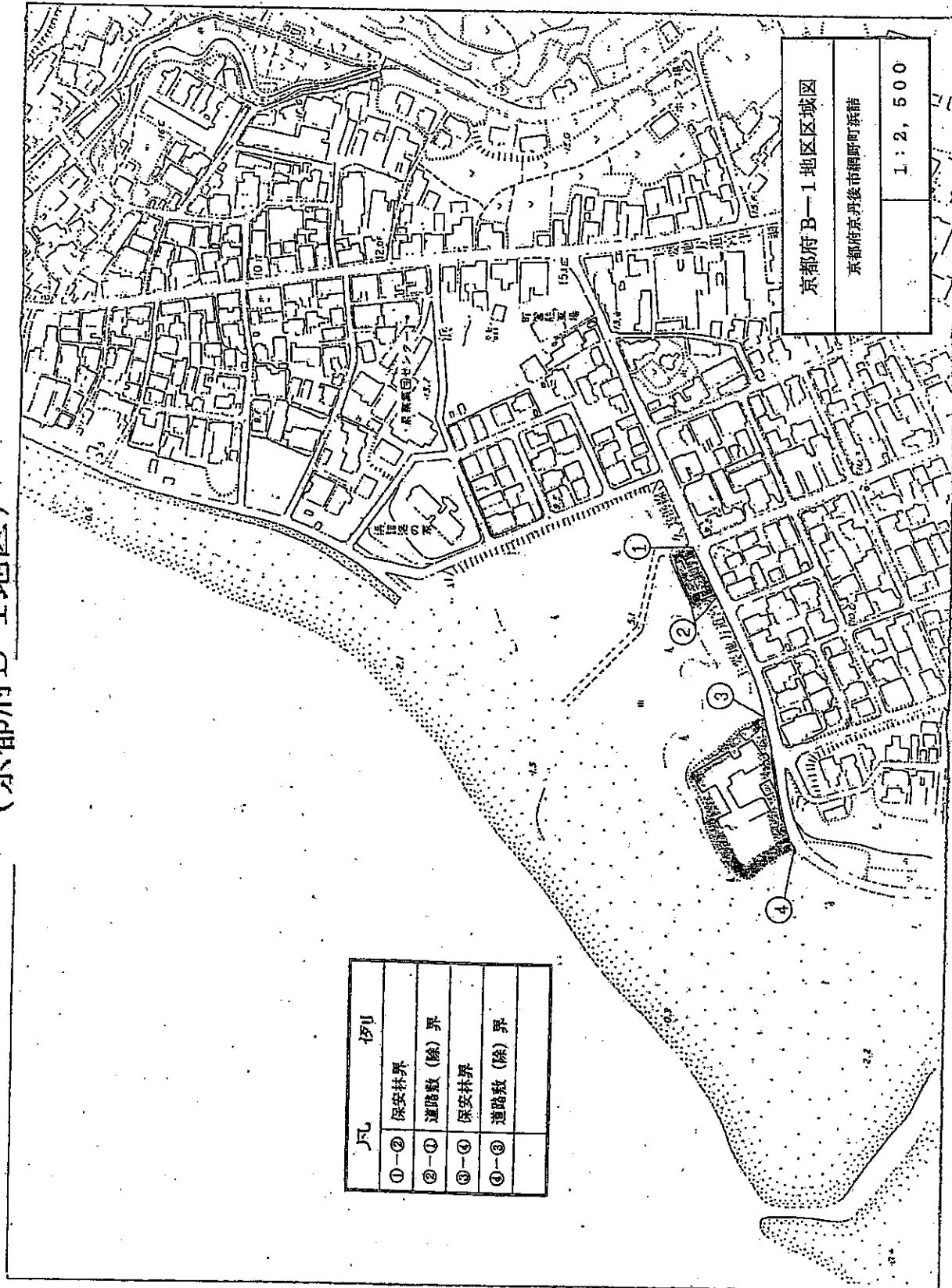


54

京都府 A-3 地区区域図
京都府京丹後市久美浜町淡宮、鹿野
1 : 5,000

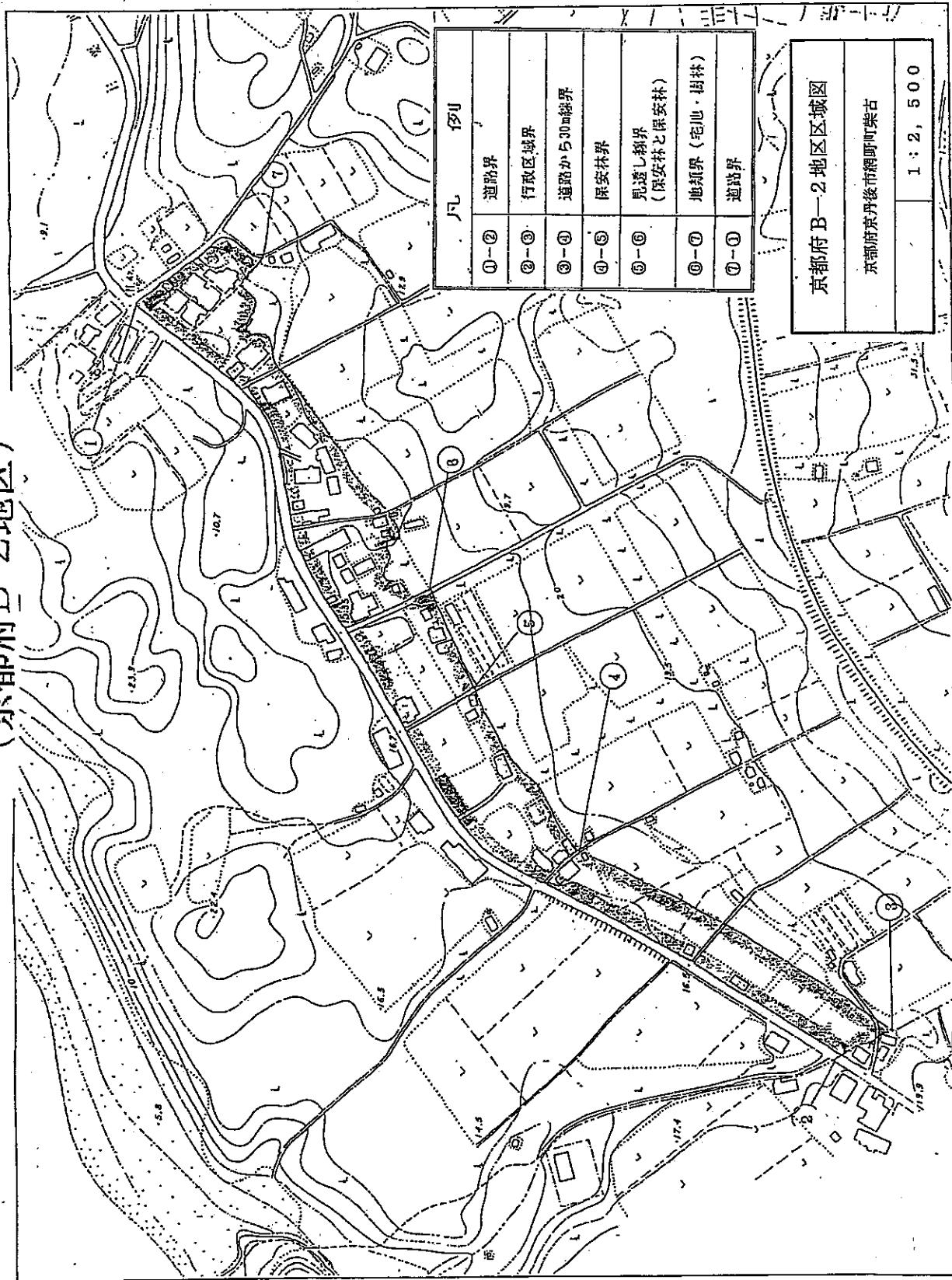
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府B-1地区)



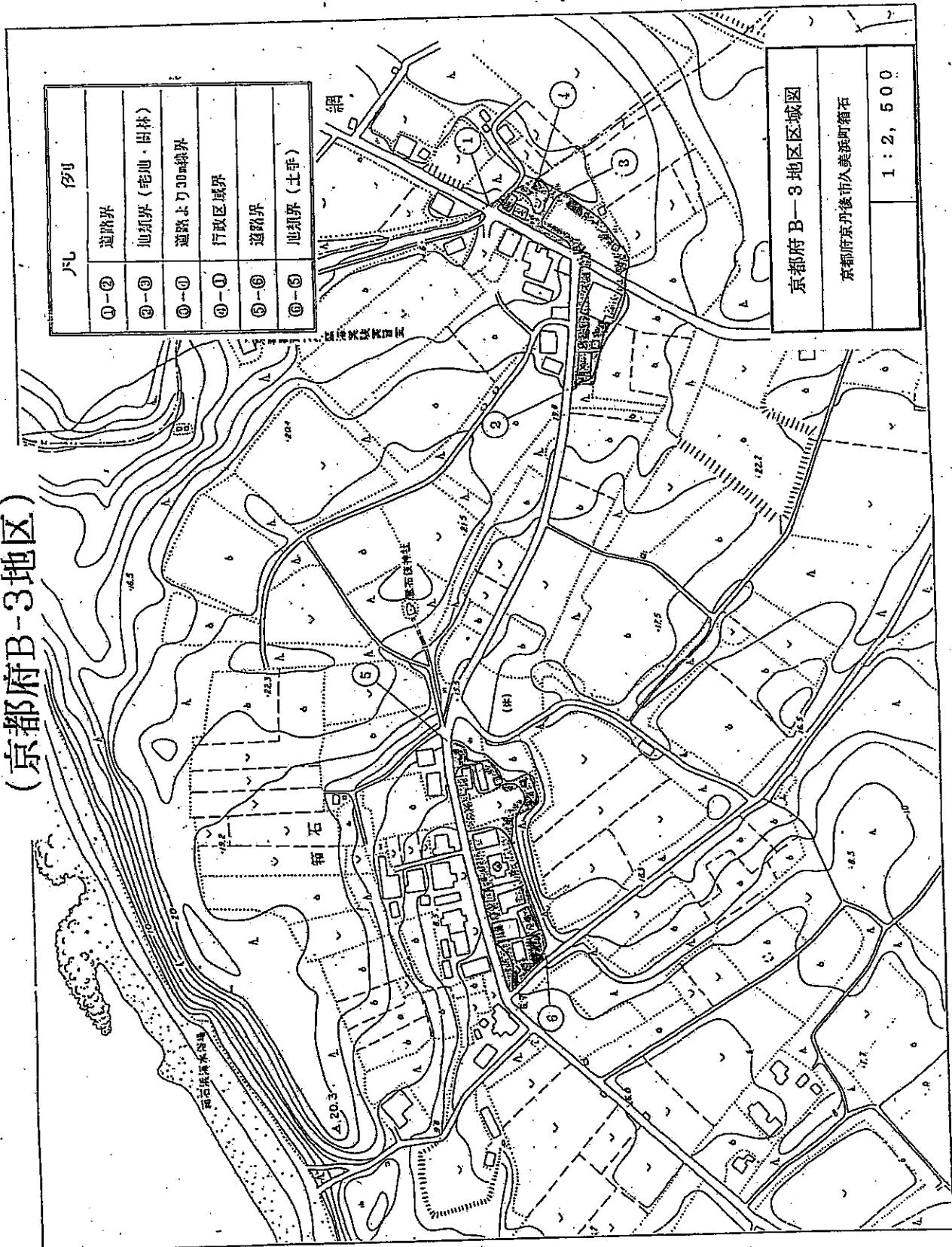
山陰海岸国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例

(京都府B-2地区)



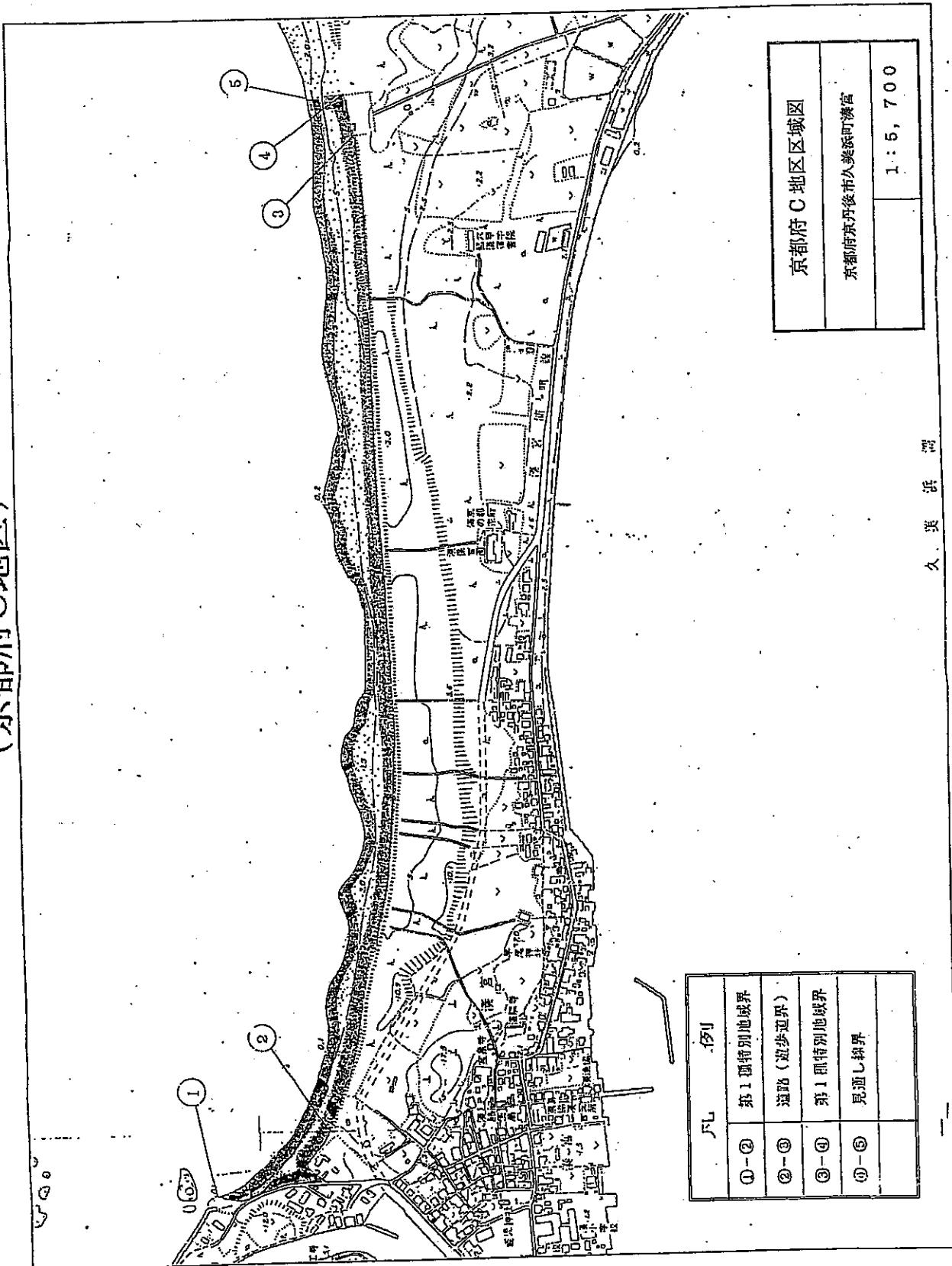
山陰海岸公園の特別地域における行為の許可基準の特例

(京都府B-3地区)



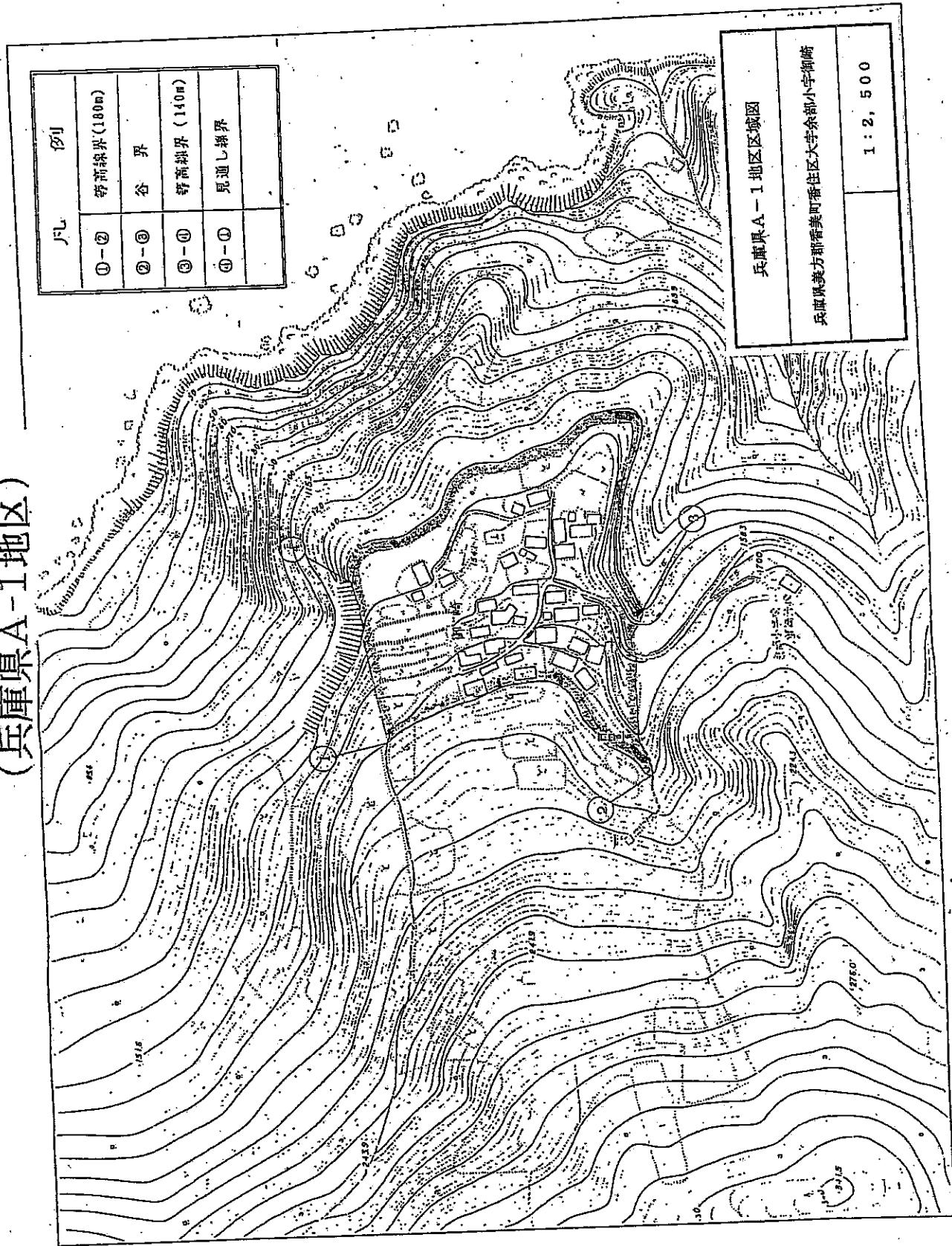
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府C地区)



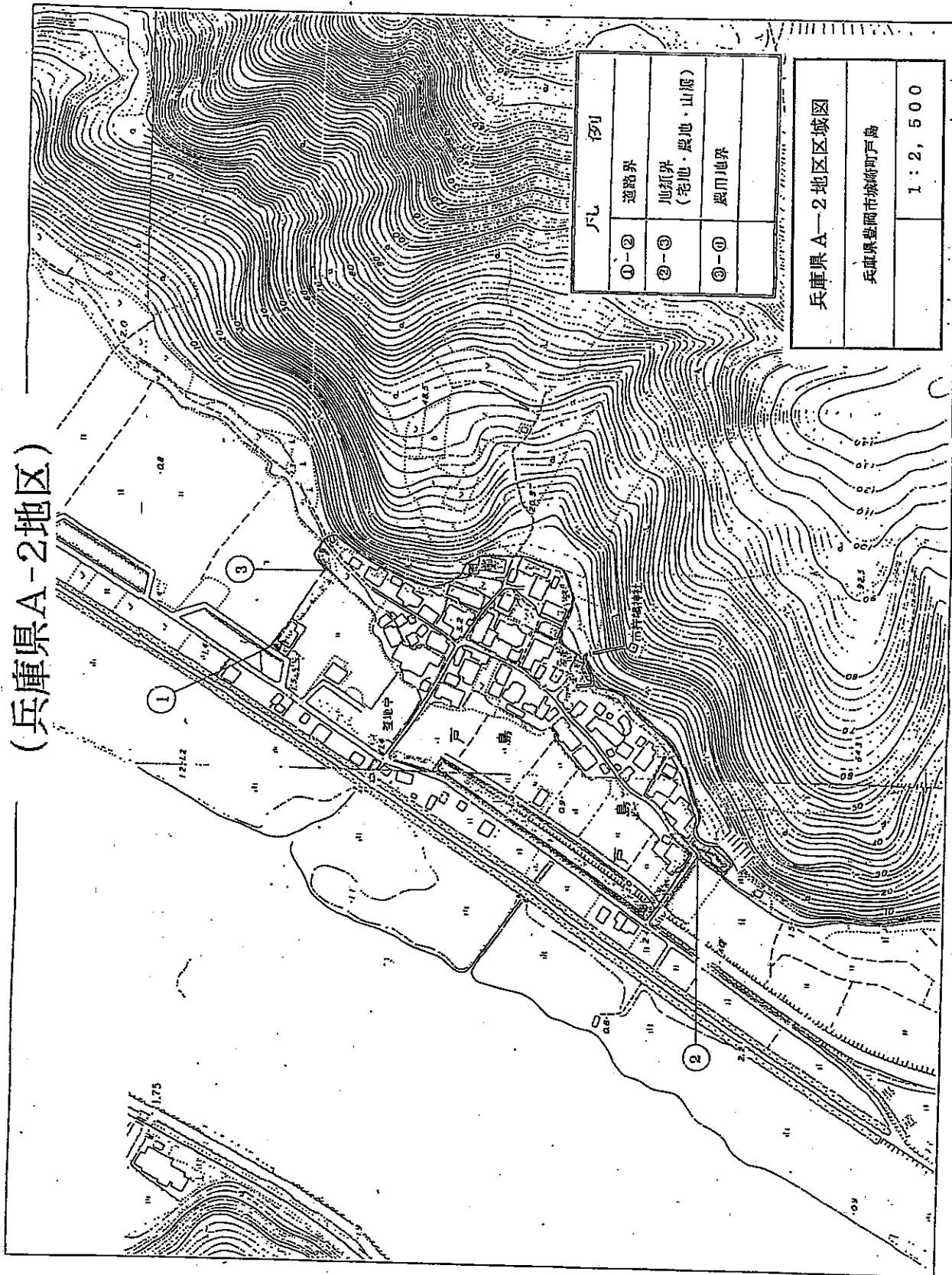
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-1地区)



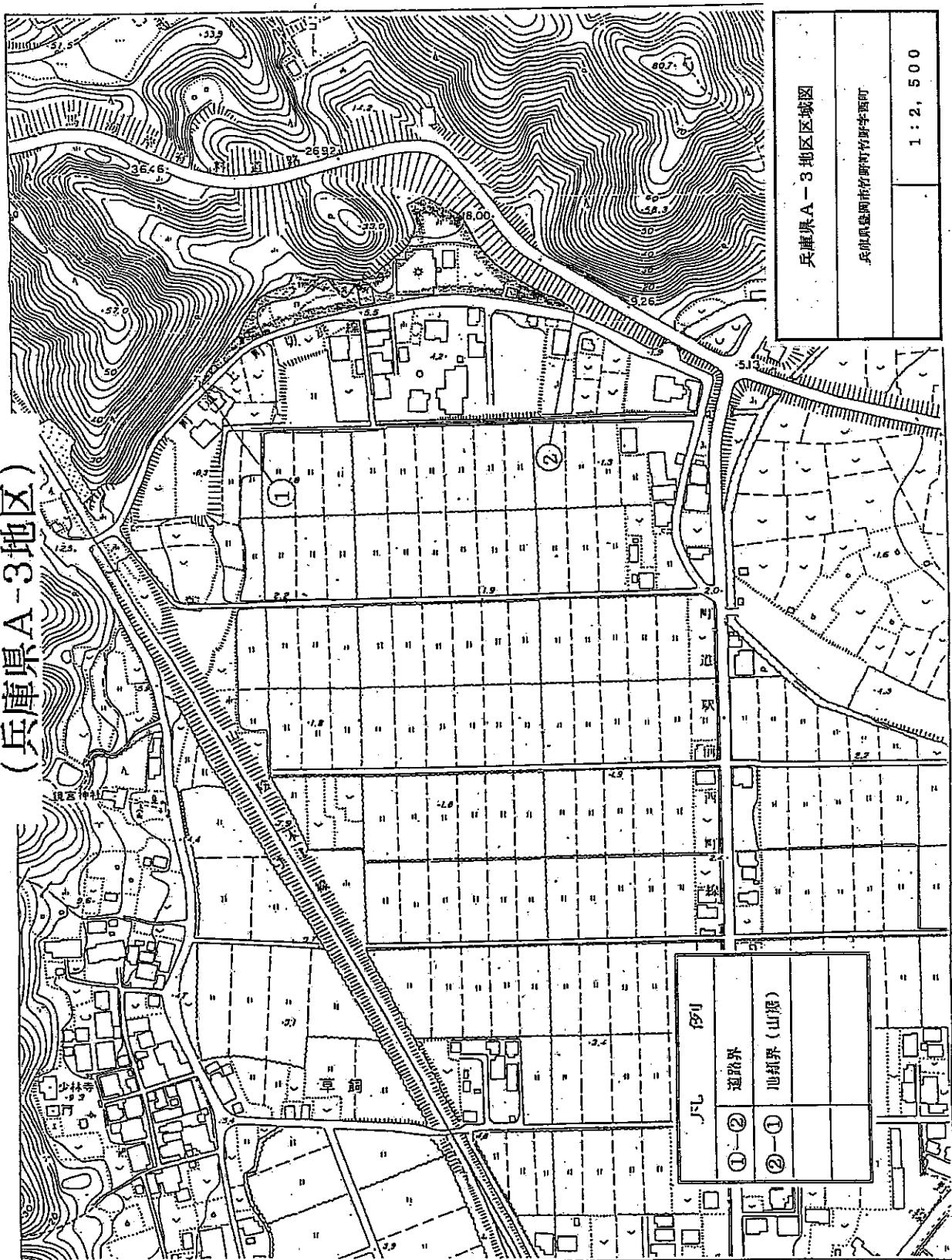
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-2地区)



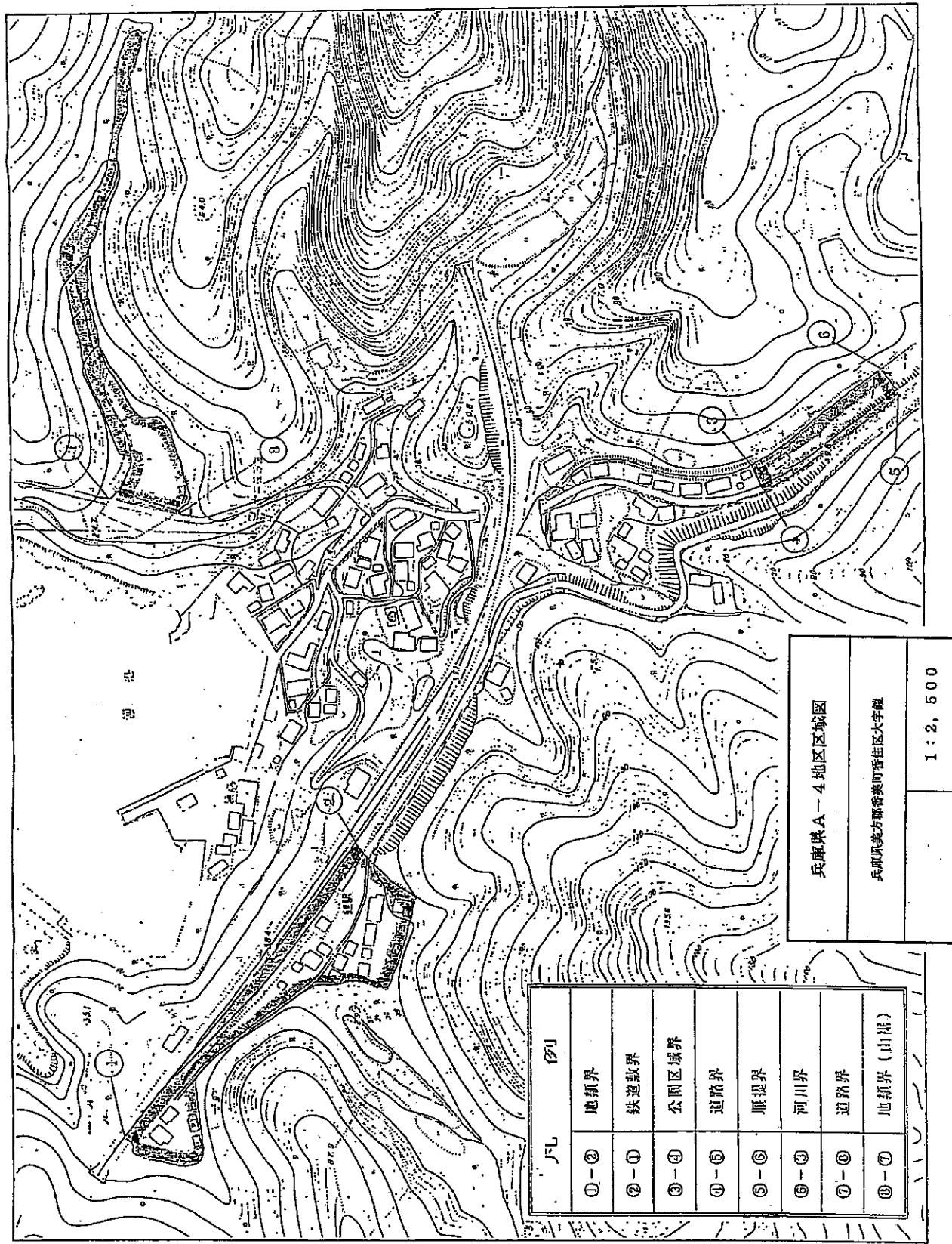
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-3地区)



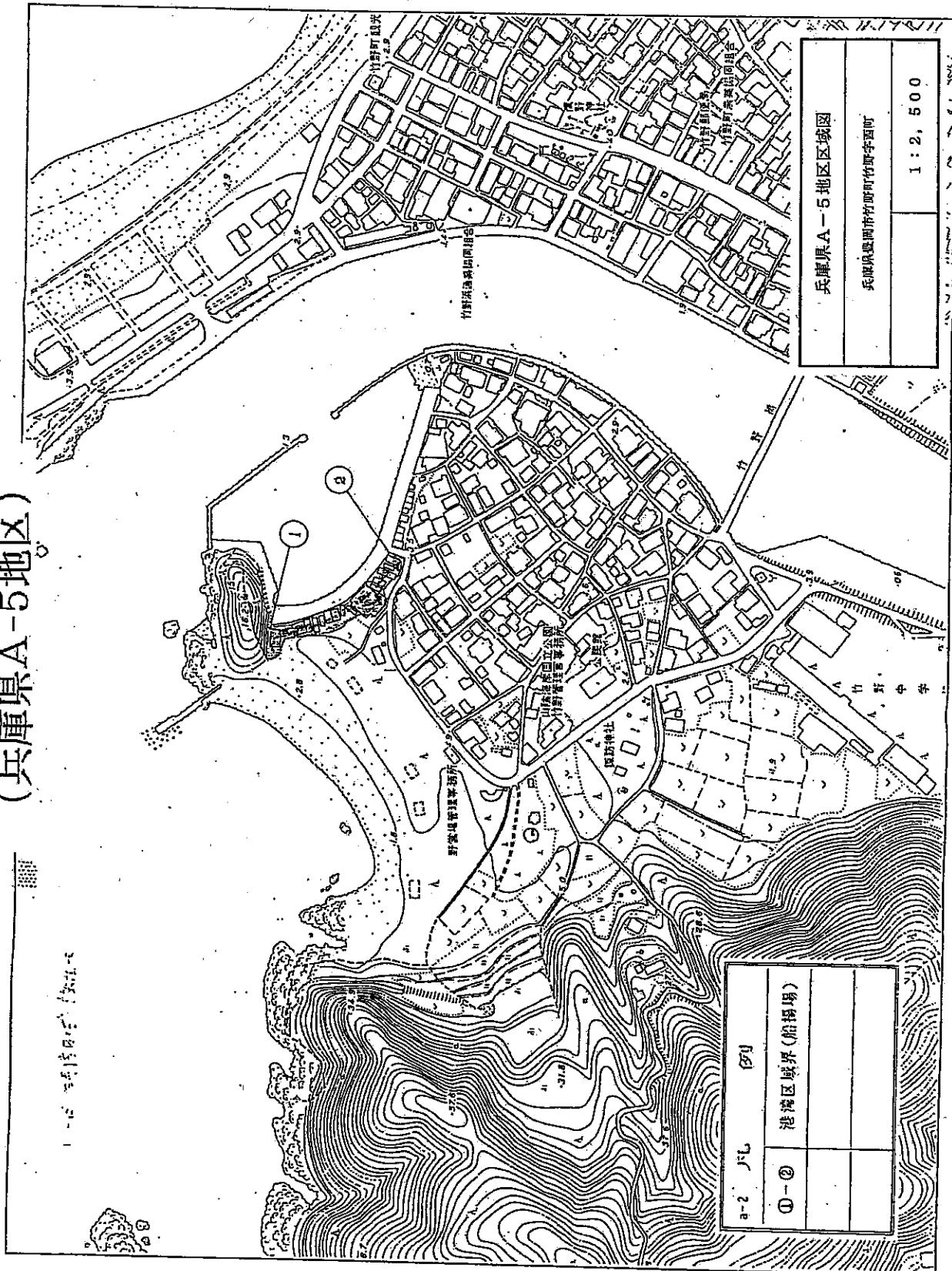
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特則

(兵庫県A-4地区)



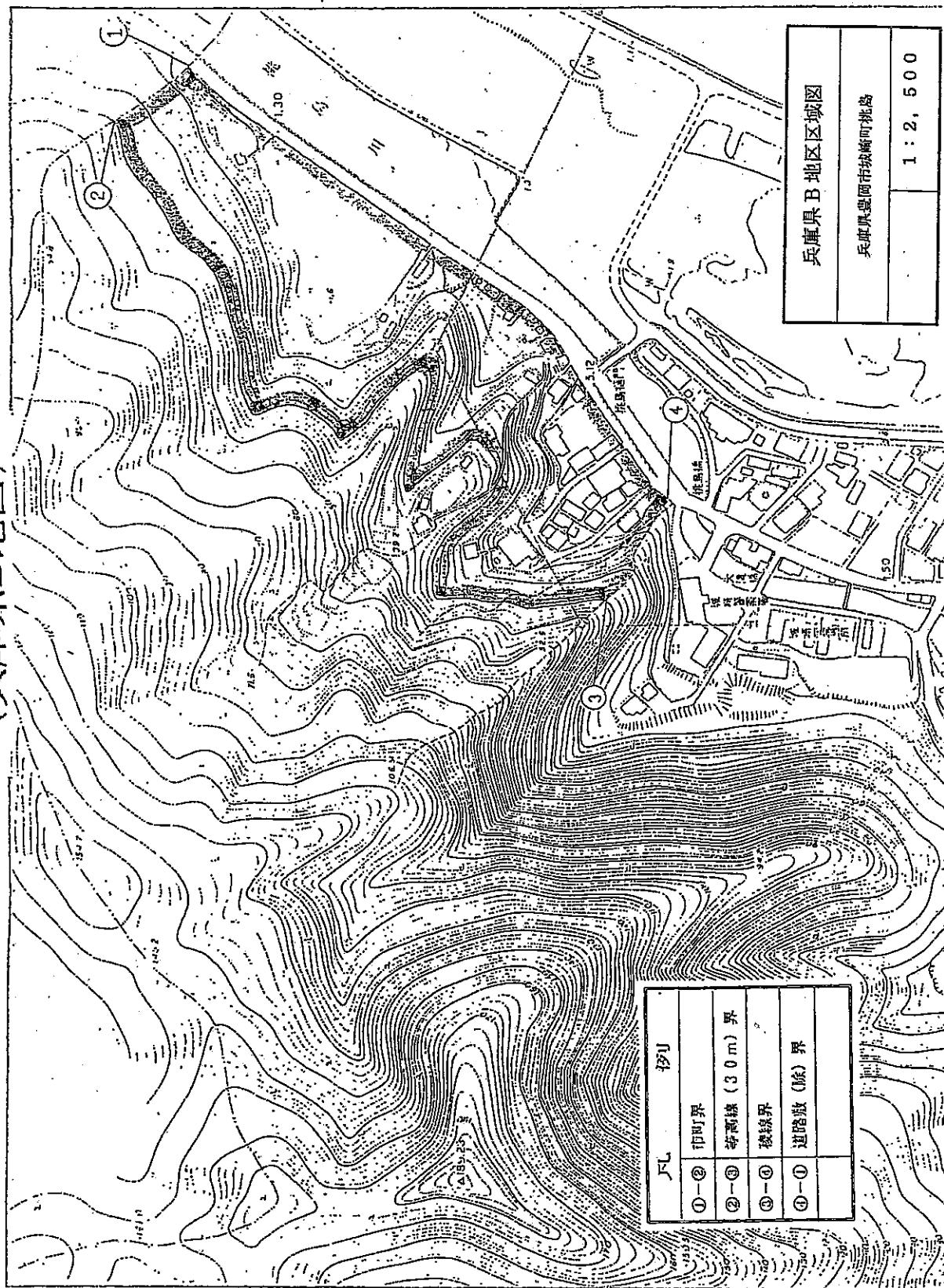
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-5地区)



山陰海岸国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例

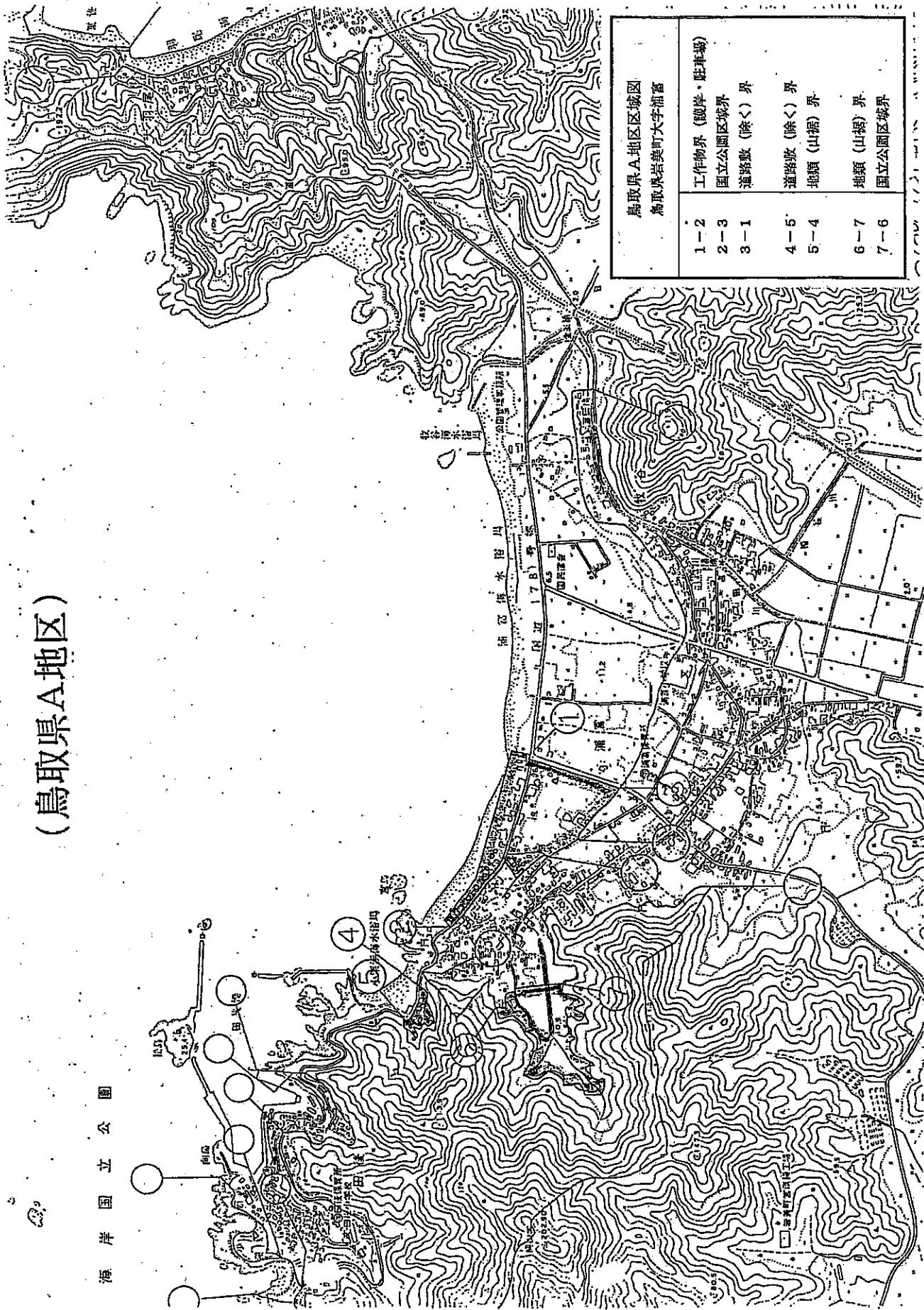
(兵庫県B地区)



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(鳥取県A地区)

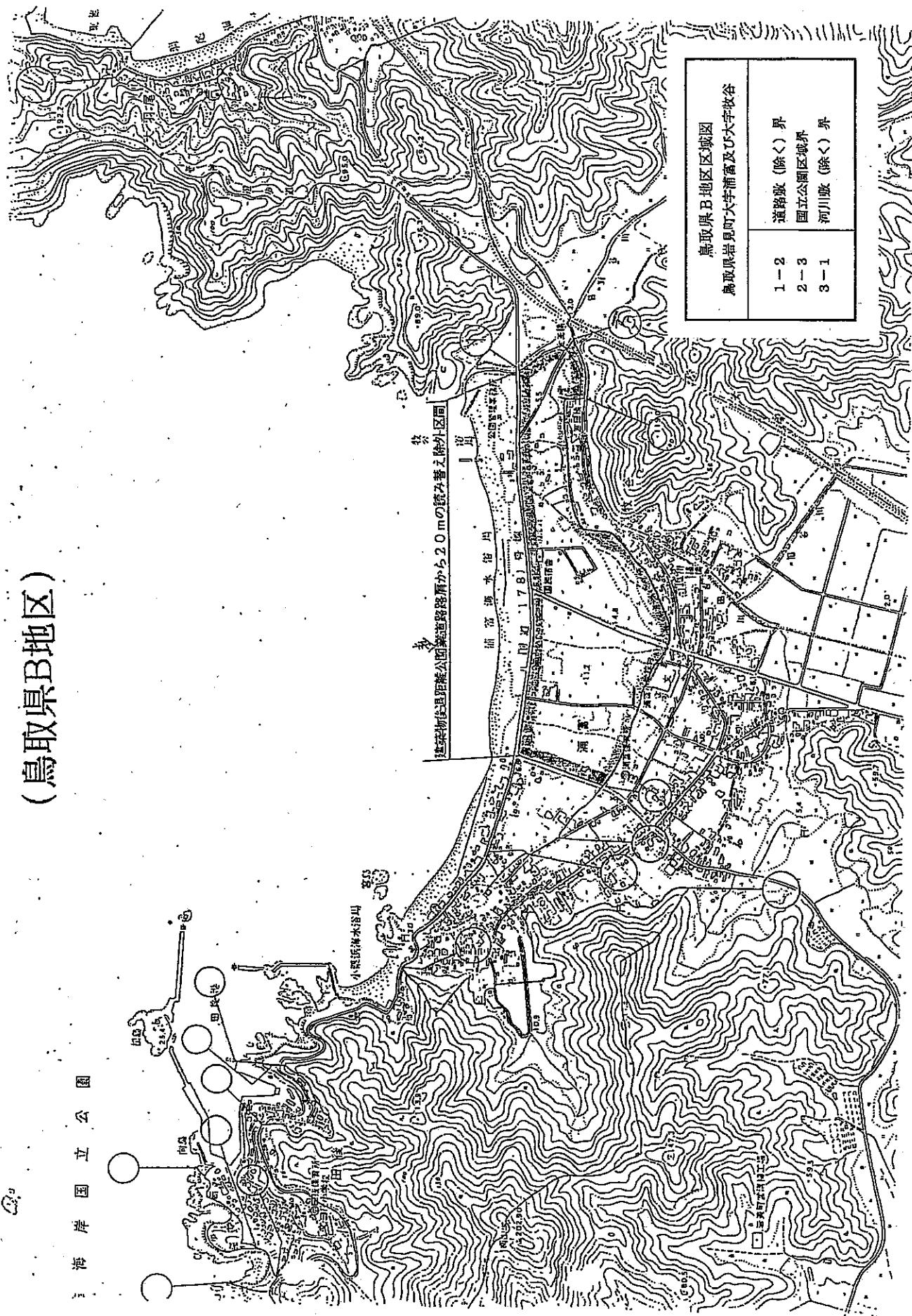
山陰海岸国立公園



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

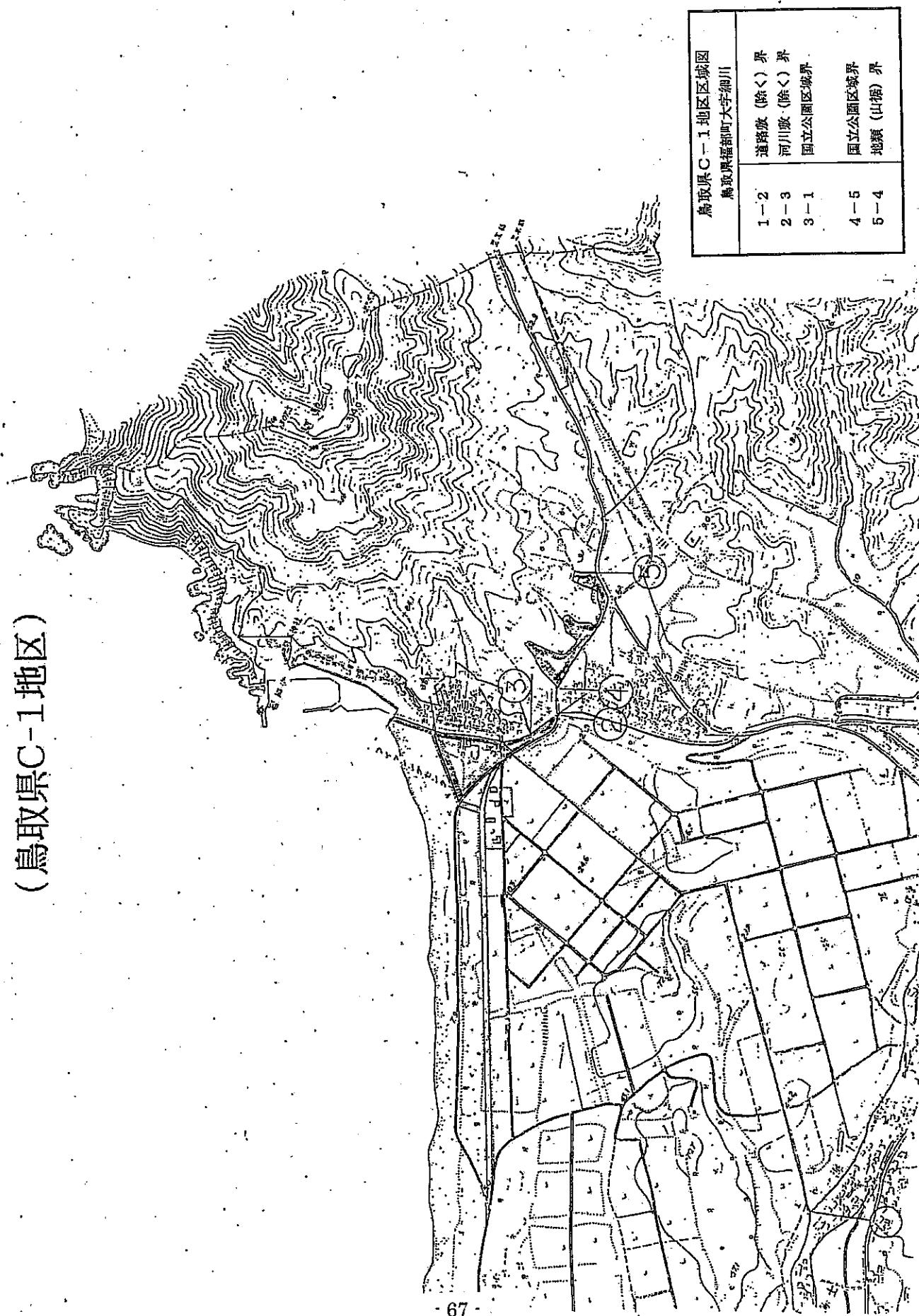
(鳥取県B地区)

山陰海岸国立公園



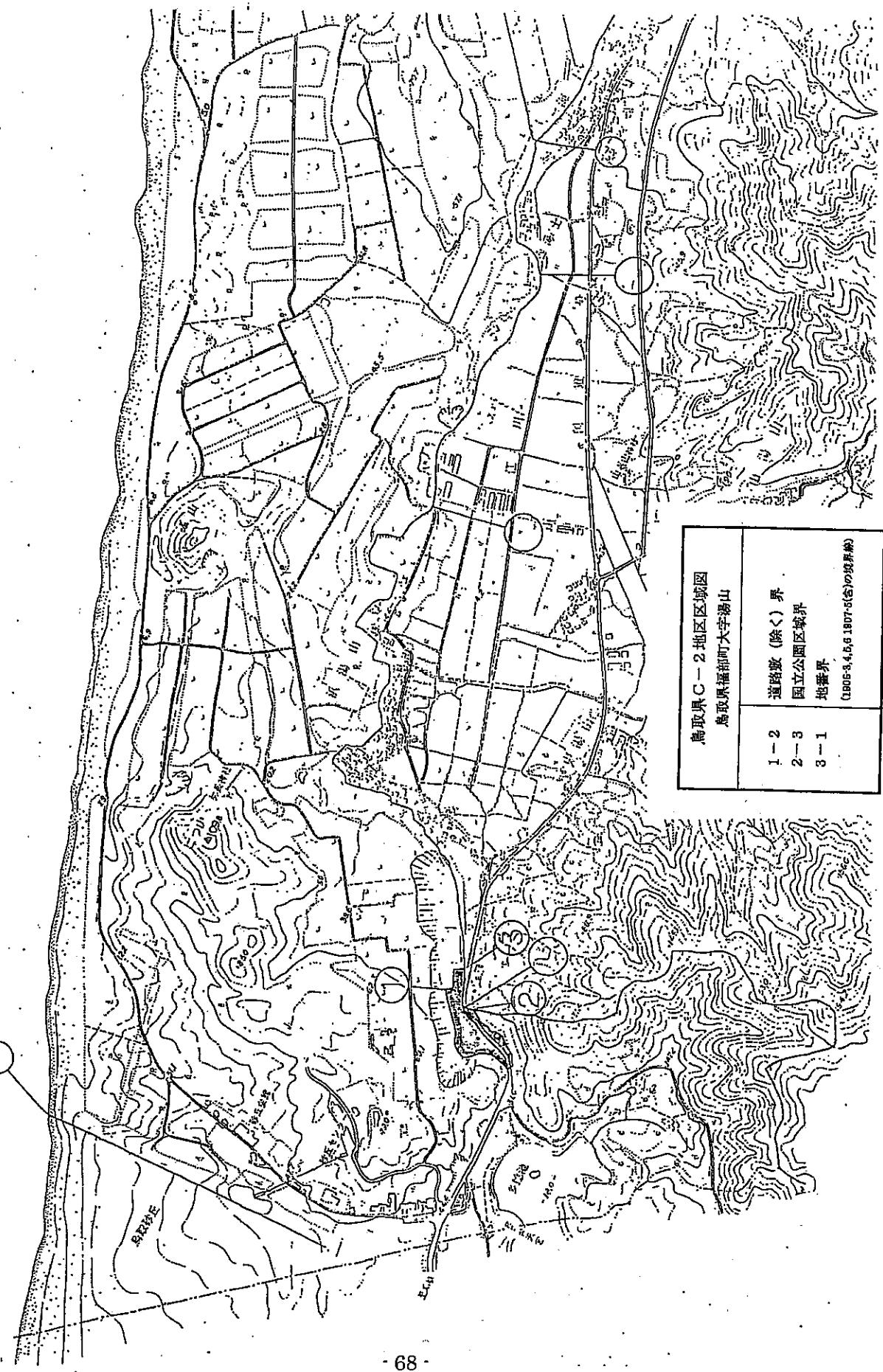
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(鳥取県C-1地区)

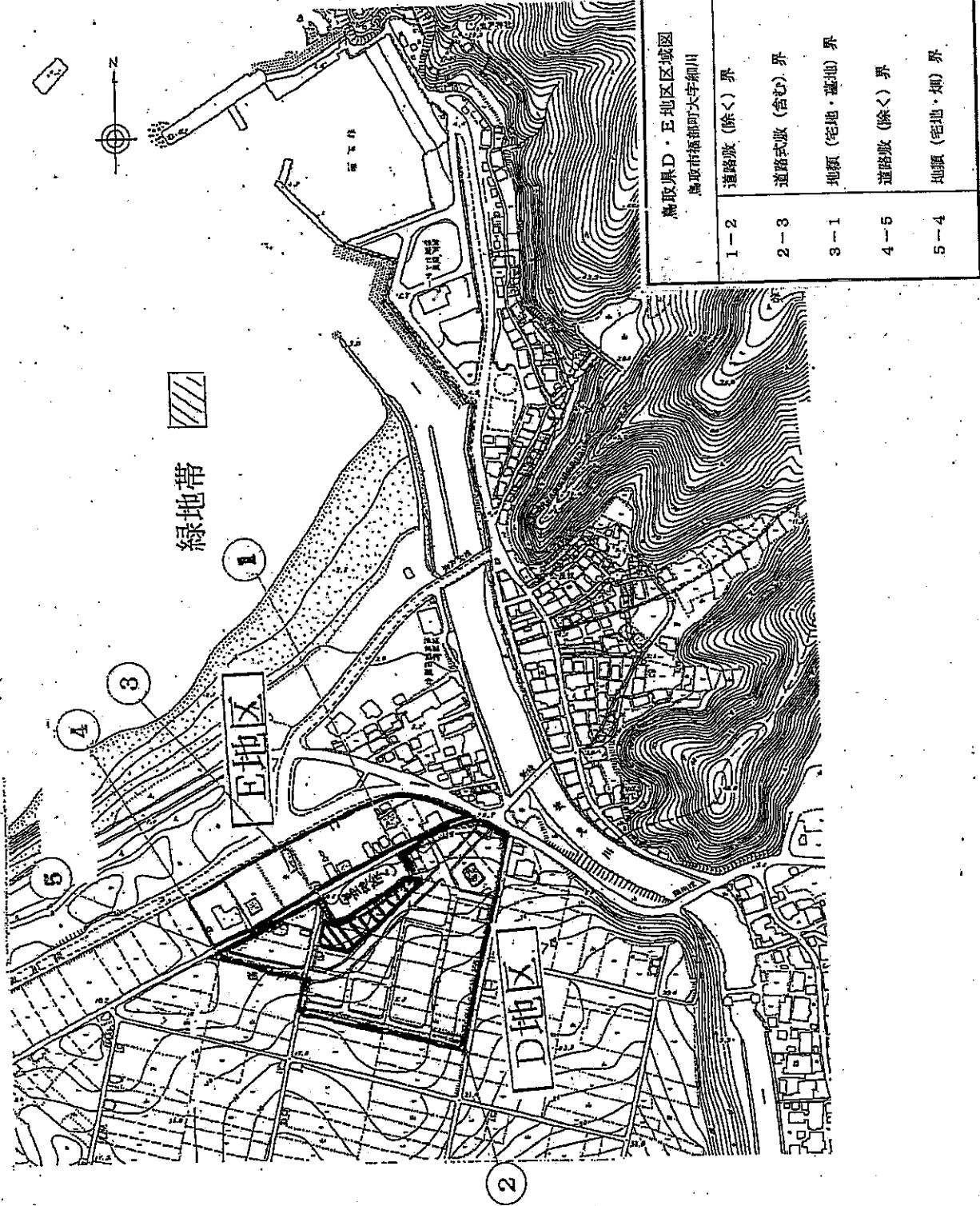


山陰海岸国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例

(鳥取県C-2地区)

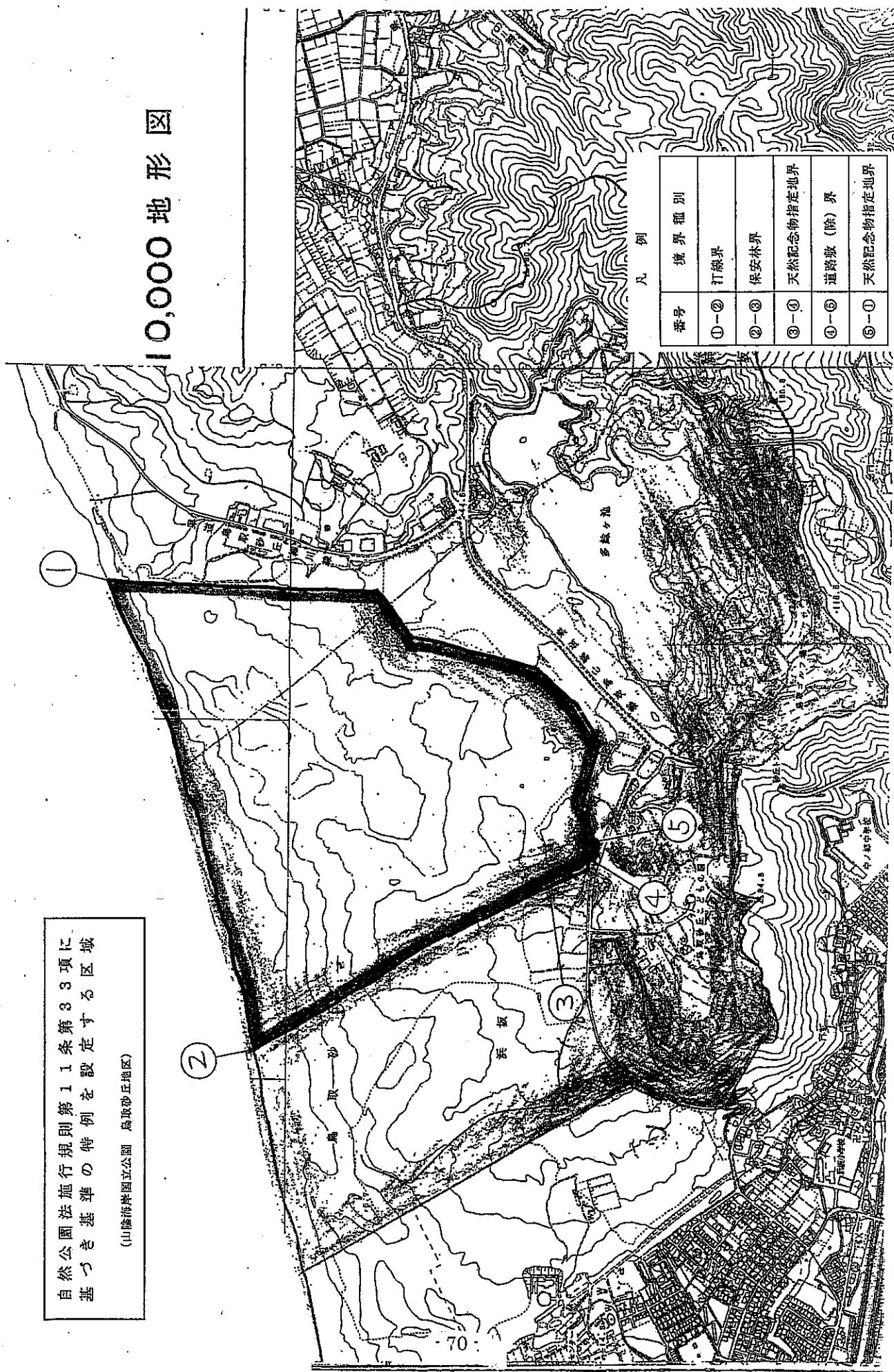


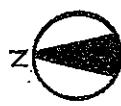
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(鳥取県D地区・E地区)



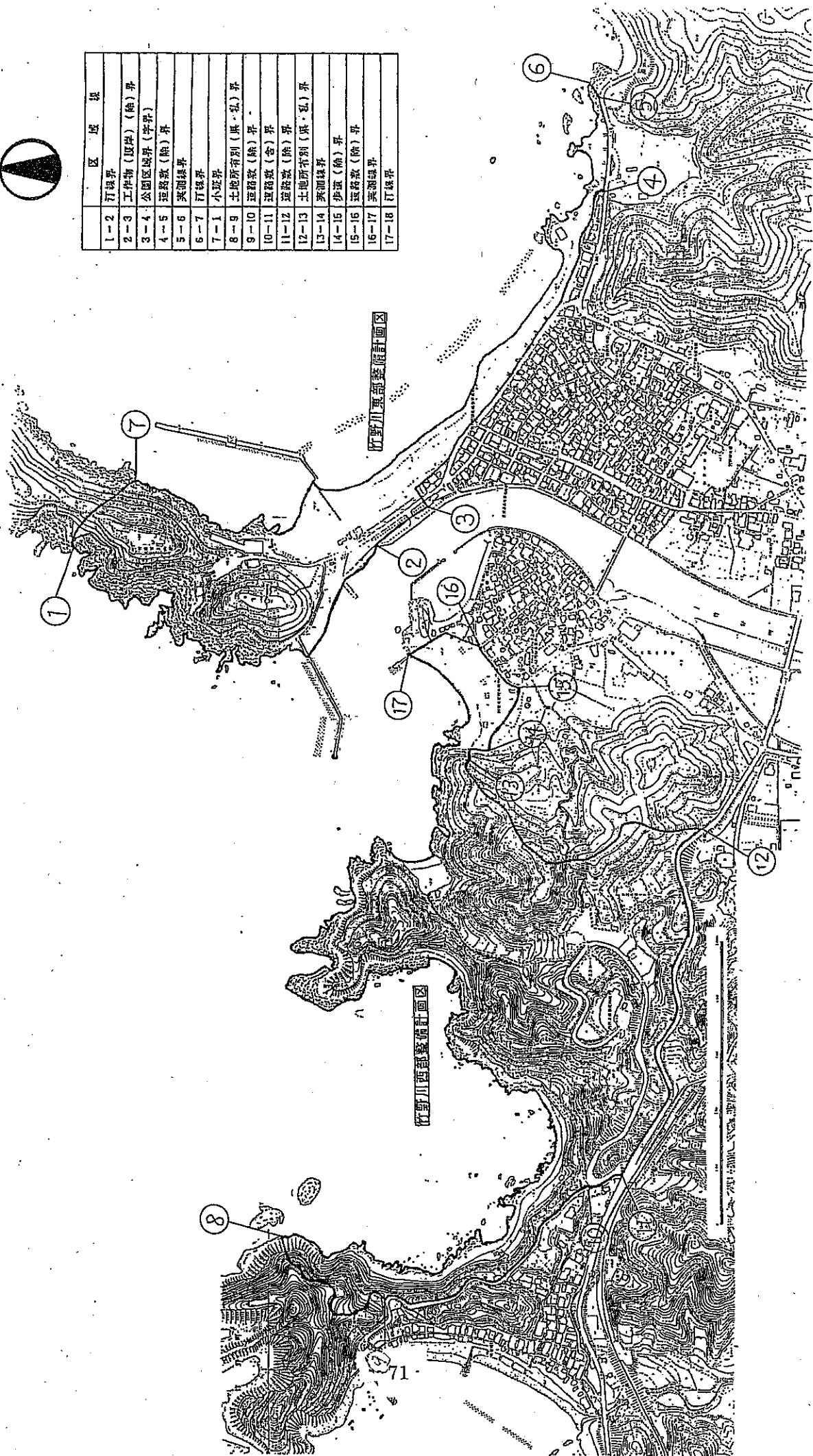
自然公園法施行規則第11条第33項に基づき基準の特例を設定する区域
(山陰海岸国立公園 烏取地区)

10,000地形図



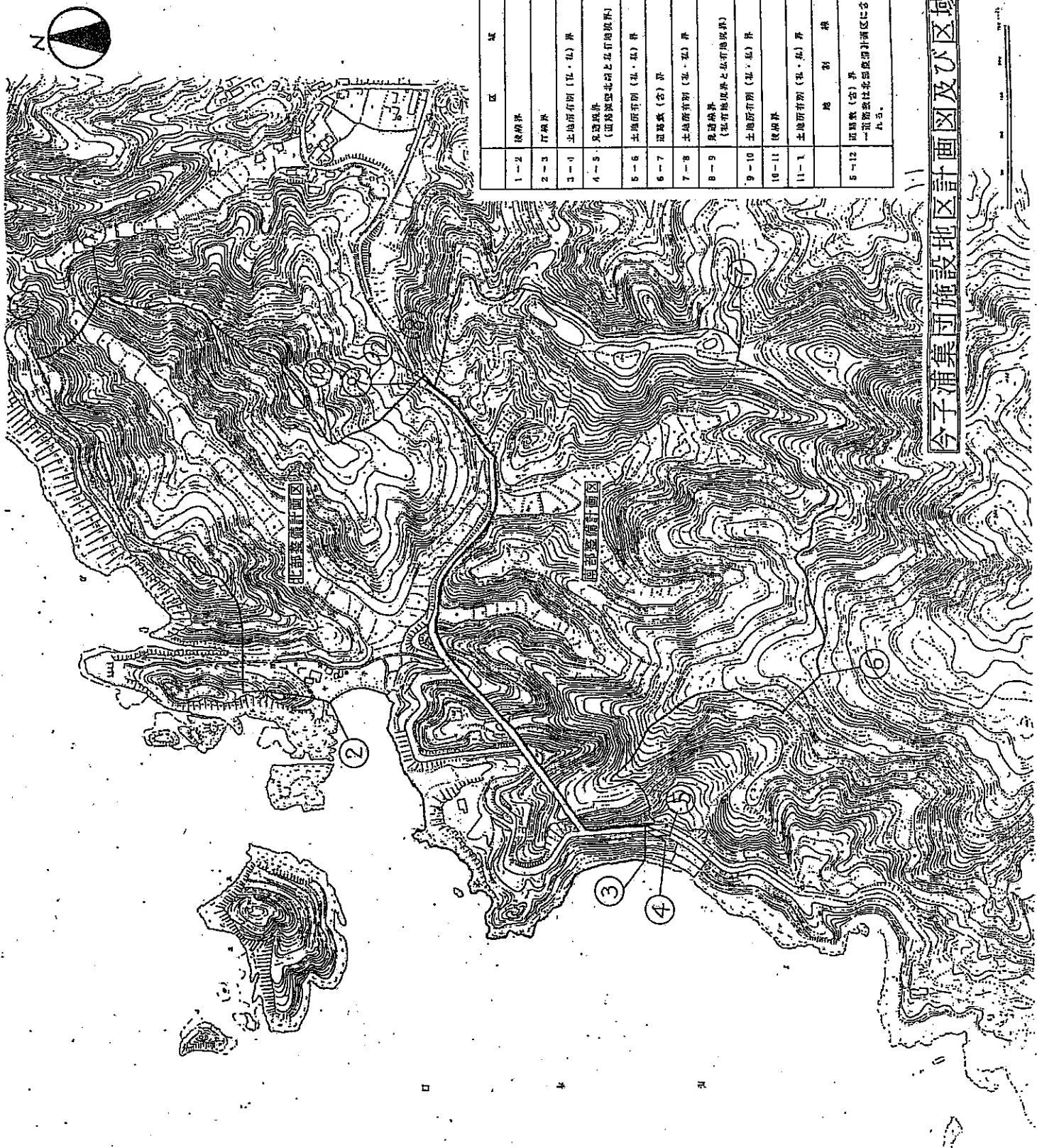


区 域 図	
1-2	町界
2-3	工作物(廃岸)(船)界
3-4	公園区境界(海岸)
4-5	道路敷(船)界
5-6	美術館界
6-7	河港界
7-1	小延界
8-9	土地所存別(県・私)界
9-10	道路敷(船)界
10-11	道路敷(船)界
11-12	道路敷(船)界
12-13	土地所存別(県・私)界
13-14	美術館界
14-15	鉄道(船)界
15-16	道路敷(船)界
16-17	美術館界
17-18	河港界



竹野川施設地区計画図及び区域図

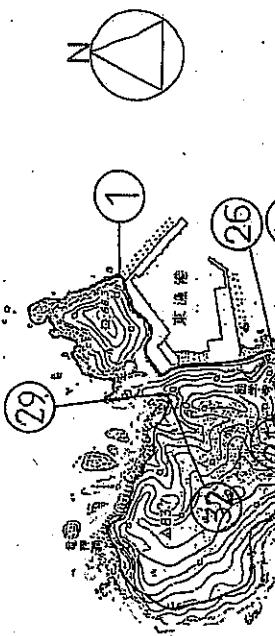
今子浦集団施設区計画図及び区域圖



例 区域	
1 — 29	町線界
29 — 32	町線界 距離分離50m線
32 — 31	町線界
31 — 30	香津原界
30 — 2	河川敷界(除)界
2 — 3	道路敷物(除)界
3 — 4	道路敷物(除)界 駐車場(合)界
4 — 5	工作物(除)界
5 — 6	道路敷(除)界 路肩
6 — 7	見透原界(路肩・路肩)
7 — 8	地番界(路肩・路肩)
8 — 9	原差原界(合)界
9 — 10	道路敷(合)界
10 — 11	字界
11 — 12	土地所有別(公・私)界
12 — 13	河川敷(合)界
13 — 14	見透原界(河川敷・路肩)
14 — 15	道路敷(除)界
15 — 16	見透原界(路肩・路敷)
16 — 17	隧道敷(除)界
17 — 18	字界
18 — 19	等高線(40m)界
19 — 20	道路敷(除)界
20 — 21	国立公園界(小字界)
21 — 22	国立公園界(道路敷(除))界
22 — 23	道路敷(除)界
23 — 24	原差原界(路肩・汀線)
24 — 25	汀線界
25 — 26	土地所有別(公・私)界
26 — 1	漁港区域界
27 — 28	河川敷(除)界
21 — 26	道路敷(除)界

(24)

羽尾岬東部整備計画区



羽尾岬整備計画区

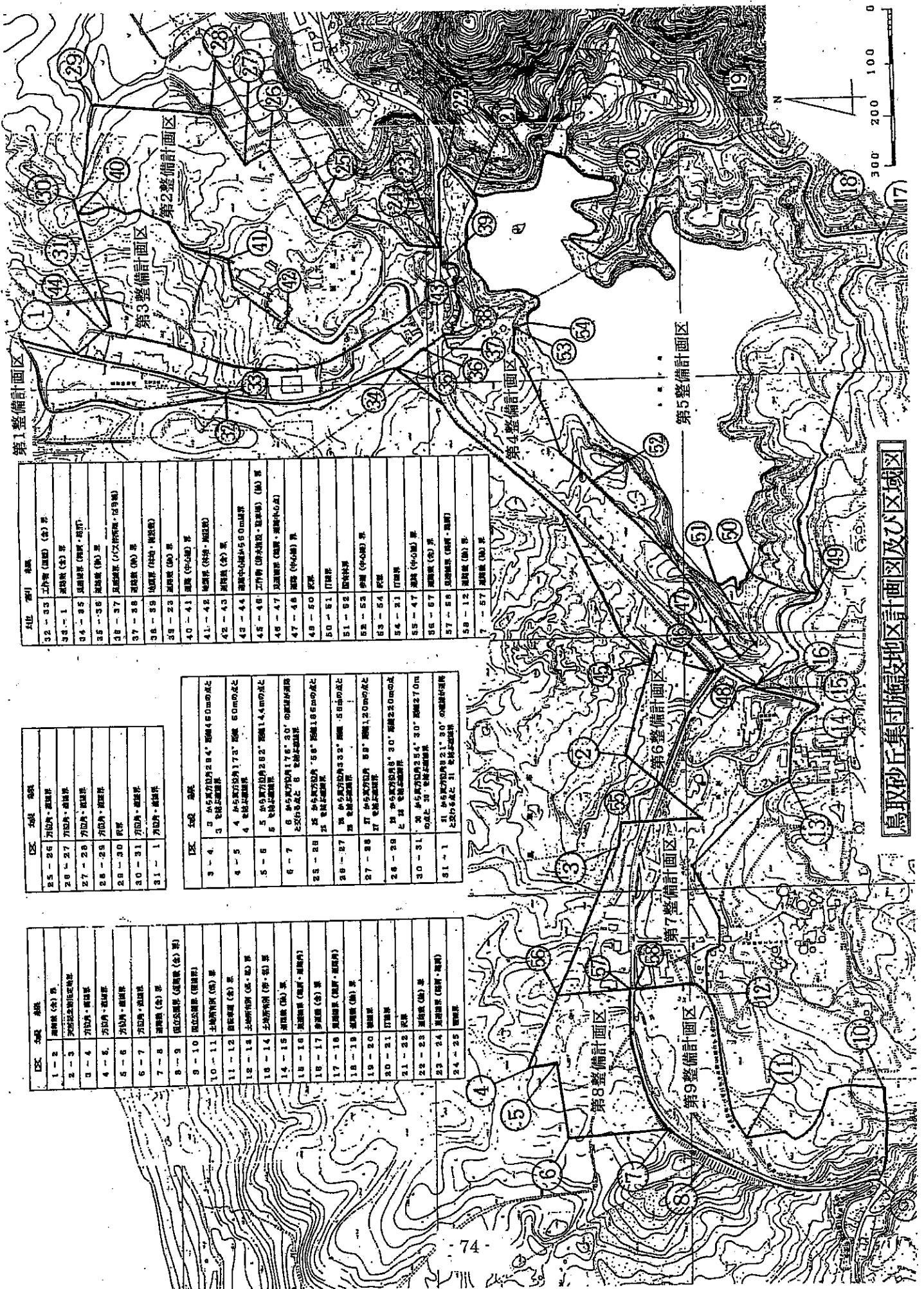
(30)

羽尾岬西部整備計画区



浦富集団施設地区計画図及び区域図

鳥取砂丘集団施設地区計画区域



日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 保護施策（第6条—第9条）
- 第3章 砂丘利用者への規制等（第10条—第13条）
- 第4章 罰則（第14条）

附則

鳥取砂丘は、千代川及び日本海の浸食・堆積作用と季節風の吹寄せ力により形成された我が国最大級の海岸砂丘であり、スリバチ、風紋、砂れん等独特的地形や起伏に富んだ景観で知られ、ハマゴウなど固有の砂丘植物も自生する貴重な自然を有する地域である。

しかし、この独特な自然は、長らく鳥取砂丘に人の手が加わるのを妨げたのみならず、周辺に飛砂等の被害をもたらし、それに対抗するため、先人達は多大な労苦と工夫を積み重ねてきた。こうした努力の結果、飛砂防備保安林等が整備されて周辺の農業利用等が進み、本来の姿を留める地域が急速に狭まる中にあっても、鳥取砂丘独特の風物は多くの人々を魅了し、様々な文人墨客が訪れ、文芸作品の舞台等にもなった。

こうした貴重な自然を保護し、人々の保健、休養等に資するべく、本来の姿が保たれている地域を中心に、昭和30年に国指定天然記念物、昭和38年に山陰海岸国立公園の区域に指定された。

しかるに、最近ではその区域内においても砂丘利用者のマナー低下等によりゴミのポイ捨てや砂丘斜面への落書きは後を絶たず、河川、港湾等の整備により砂の供給が減少するとともに、保安林整備等の影響で草原化が進むなど、従来の手法による自然保護の限界を感じさせる事態も生じている。

これに対して、県民参加による鳥取砂丘の除草活動や清掃活動、千代川河口等のしゅんせつ砂を砂丘沖合に供給する事業など、鳥取砂丘の再生を目指す取組が活発化している。また、乾燥地農業の研究拠点が整備され、砂にまつわる文化的な催しも実施されるなど、地域特性を生かした新しい価値や情報の創出と発信の拠点ともなってきている。

このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。

従来の環境保全手法の限界も指摘される中で、これを後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。

これらが県民を始めとするすべての砂丘利用者が次世代に対して担う責務であるとの認識の下に、人々の協働により鳥取砂丘の保全と再生を推進し、適切な利用を増進することを通じて、その多面的価値の向上を図り、もって貴重な自然を守りつつ社会・経済を発展させてきた本県の象徴として、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取砂丘 独特の地形・地質、風致・景観、植生その他の自然環境（以下「固有環境」という。）を有するものとして別表に定める区域をいう。
- (2) 砂丘利用者 次に掲げる者をいう。
 - ア 鳥取砂丘を訪れ、これに立ち入る者
 - イ 鳥取砂丘において経済、文化等に関する活動を行う者
- (3) 保全と再生 固有環境が改変されるのを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。

(基本理念)

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な施策及び規制措置（以下「保護施策等」という。）を総合的に推進するものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保護施策

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、その固有環境に関する学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、各種の催し、広報等による普及啓発その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(自主取組の促進)

第7条 県は、鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者の自主的な取組を促進するため、取組の組織化に係る仲介又はあっせん、活動に関する関係機関との調整、次条の規定による調査研究の結果等を踏まえた技術的な指導又は助言その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(調査研究の実施)

第8条 県は、鳥取砂丘の固有環境とそれに影響を及ぼす気象、水理等の実態及び動向を的確に把握し、鳥取砂丘の保全と再生を科学的かつ効果的に推進するため、関係機関と協力して必要な調査研究を実施するものとする。

(保護工事等の推進)

第9条 県は、前条の調査研究の結果等を踏まえ、鳥取砂丘の保全と再生のため、工事その他の措置が必要と認められる場合には、関係機関との適切な役割分担の下に、その推進を図るものとする。

第3章 砂丘利用者への規制等

(禁止行為)

第10条 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 文字、図形又は記号（それを内包できる最小の長方形又は円（複数の文字、図形又は記号が一体となって特定の内容を表現している場合にあっては、当該複数の文字、図形又は記号の全部を内包できるものとする。）の面積が10平方メートルを超えるものに限る。）を鳥取砂丘の地面に表示すること。
- (2) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
- (3) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第9項各号に掲げる行為
- (2) 自然公園法第14条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第8項各号に掲げる行為
- (3) 自然公園法第27条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為
- (5) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「禁止行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該禁止行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。

（原状回復命令）

第12条 知事は、鳥取砂丘において禁止行為をした者に対し、原状回復を命ずることができ

る。

（雑則）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- 2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

鳥取市浜坂字東浜1390番1の土地と同字1390番139の土地との境界線の北端の点を起点とし、起点から同境界線を南方に進み、同境界線と同字1390番1の土地と同字1390番227の土地との境界線との交点に至り、同交点から同境界線を南方に進み、同境界線と市道浜坂2号線の北側端線との交点に至り、同交点から同端線を東方に進み、同端線と県道湯山鳥取線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北東に進み、同端線と県道鳥取砂丘細川線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同端線と湯山簡易水道施設管理道の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同管理道の北西端の点に至り、同点と海岸線（海平面が最高水面に達した時の陸地と海平面との境界をいう。以下同じ。）を最短距離で結ぶ直線を北方に進み、同直線と海岸線との交点に至り、同交点から海岸線を西方に進み起点に至る線に囲まれた区域